

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第八号

平成十三年四月六日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

青山 丘君	理事	岸田 文雄君
新藤 義孝君	理事	馳 浩君
田中 慶秋君	理事	中山 義浩君
久保 哲司君	理事	達増 拓也君
伊藤 達也君	理事	石原 伸晃君
小此木八郎君	理事	梶山 弘志君
高木 毅君	理事	竹本 直一君
中馬 弘毅君	理事	林 義郎君
松野 博一君	理事	松宮 勲君
茂木 敏充君	理事	保岡 興治君
山口 泰明君	理事	北橋 健治君
後藤 茂之君	理事	後藤 齋君
鈴木 康友君	理事	中津川博郷君
肥田美代子君	理事	松本 龍君
山内 功君	理事	山田 敏雅君
赤羽 一嘉君	理事	石井 啓一君
土田 龍司君	理事	大森 猛君
塩川 鉄也君	理事	大島 令子君
宇田川芳雄君	理事	

政府参考人
(經濟産業省産業技術環境 日下 一正君
局長)

政府参考人
(資源エネルギー庁長官) 河野 博文君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 安全・保安院長) 佐々木宜彦君

四月五日
出版物再販制の廃止反対に関する請願(左藤章君紹介(第一一八四号))
脱原発への政策転換に関する請願(山内恵子君紹介(第一一八五号))
著作物再販制度の維持に関する請願(坂井隆憲君紹介(第一一八六号))
は本委員会に付託された。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として經濟産業省産業技術環境局長日下一正君、資源エネルギー庁長官河野博文君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長橋本憲安君及び外務省総合外交政策局国際社会協力部長高須幸雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 おはようございます。民主党の後藤斎でございます。

ただいま議題となりました法律案について御質問したいと思っております。

現行の石油業法、四十年近くたった今、廃止をし、また時代に合った形で制度を見直すというところで、今回の法律案が提出されていると認識しております。かなり時間をかけた検討の結果だというふうにお伺いしております。

この四十年近く続いた、非常に規制が強かったと言われている石油業法ではありますが、それについての評価と、逆に言えば、規制が強かった分、新制度に移行する際に、輸入業者、販売業者のみならず消費者の方々にも、石油製品というところで大きな影響があるというふうに認識しております。

その点、まず冒頭大臣に、現行法の評価と新制度の移行に伴う各流通段階への影響についてどの

ように考えているか、お尋ね申し上げます。

○平沼国務大臣 冒頭、その記者会見でちょっと時間がおくれましたことを、まずおわびをさせていただきます。申しわけありませんでした。

石油業法につきましては、石油精製業の事業活動を調整し、我が国における石油の安定的かつ低廉な供給を確保するために、昭和三十七年に制定をされました。以降、同法に基づきまして、精製業の許可制等需給調整規制を実施してまいりました。

石油産業における競争がある程度抑制される面はあったと思っております。しかし、こうした規制については段階的に緩和をしております。今般、本法案において、これまで累次にわたって行ってきた規制緩和、自由化の総仕上げとして、石油業法を廃止することにいたしましたわけでございます。

こうした自由化の過程で、石油精製業者、販売業者は厳しい経営環境に直面したことも事実でありますけれども、競争力のある石油産業が形成されつつあり、これが消費者に対する石油の安定的かつ効率的な供給という形で還元される、そういう私どもとしては期待をいたしております。

なお、改正法におきましては、販売業については、従前と同様届け出制を維持いたしまして、石油輸入業者については、備蓄業務の履行を確保するために、登録制を導入いたしております。これらの制度は、事業への参入を規制するものではありませんで、今申し上げましたそういう流れの中で評価をさせていただき、また、そういう時代の流れの中で、今回、石油業法を廃止する、こういうことにいたしましたわけでございます。

○後藤(斎)委員 諸外国では、累次の石油ショック、それ以降のいろいろな規制緩和の流れの中で、石油の輸入先の多角化はもちろん、省エネに

ついて、我が国同様いろいろな努力をされてお

るというふうな状況にあると聞いています。

その点、まず冒頭大臣に、現行法の評価と新制度の移行に伴う各流通段階への影響についてどの

ように考えているか、お尋ね申し上げます。

○平沼国務大臣 冒頭、その記者会見でちょっと時間がおくれましたことを、まずおわびをさせていただきます。申しわけありませんでした。

石油業法につきましては、石油精製業の事業活動を調整し、我が国における石油の安定的かつ低廉な供給を確保するために、昭和三十七年に制定をされました。以降、同法に基づきまして、精製業の許可制等需給調整規制を実施してまいりました。

石油産業における競争がある程度抑制される面はあったと思っております。しかし、こうした規制については段階的に緩和をしております。今般、本法案において、これまで累次にわたって行ってきた規制緩和、自由化の総仕上げとして、石油業法を廃止することにいたしましたわけでございます。

ります。

しかしながら、我が国におきましては、石油ショック以降は、石油の中東依存度が大変減少した時期がございました。ただ、それが、この十年間を見ると、着実に減っていかどうかわかりませんが、大変また中東依存度が増加をして、昨年では八六％というふうなことで、米国と比較するのはどうかとは思いますが、米国が三三％、英国が二二％、ドイツにおきましても二二％ということで、比較的輸入依存度の高い国と比較しても、我が国の中東依存度は大変大きいものがございます。

そこで、過去、自主開発と称して、緊急時に備えていろいろなリスク分散で対応しております。そんな中で、今自主開発と称して対応しているものの数値目標を、以前の審議会の中では、百二十万バレルを二十一世紀の初頭、ですから、ことがちょうど二十一世紀のスタートですから、百二十万バレルくらいに持っていこう。実際は、自主開発の輸入原油は、着実にふえているというよりも、六十五万バレルで横ばいになっております。そして、今まで石油公団を通じて出融資をした金額が、現在の残高で一兆一千五百八十億円というふうな巨額な数字になっております。

自主開発というものが必要だとずっと言っているにもかかわらず、数値目標を撤廃し、さらに、もつと効率的にやっていくということが昨年の石油審議会の報告にも掲載されています。自主開発というのは、いろいろな外交的な問題も含めて、私自身も重要だと思っております。ただ、一兆円を超えるお金が投入されているにもかかわらず自主開発の原油量はふえていないという現実を目の当たりにしながら、今般の制度改正に伴い、これからのような形で自主開発の効率性、予算を上手に使っていくのかという点についてお尋ねをしたいと思っております。

○中山副大臣 お答えいたします。

今後の自主開発を進めるに当たりましては、経済性は確保しながら、自律的な事業の維持拡大を

図っていくことが重要でございます。これは、昨年八月の石油審議会開発部会中間報告におきまして、自主開発数値目標の撤廃が提言されておるところでございます。

また、石油公団の自主開発に対する支援の効率的、効果的なあり方につきまして、平成十年九月の石油公団再建検討委員会及び平成十一年二月の石油公団開発事業委員会におきまして報告書に取りまとめられまして、現在までに、既にそのほとんどにつきまして着実に実施してきたところでございます。

具体的には、第二に、プロジェクトの採択の審査につきまして、メジャーが採用している手法であります定量的評価を導入いたしました。第二に、石油公団の損益見通しの明確化につきまして、企業会計原則に準じた会計処理を導入いたしました。第三に、損失引当金の計上基準を見直しました。第四に、情報公開の徹底につきまして、石油公団決算に対する公認会計士による任意監査を導入いたしました。石油公団及び出融資先会社における上場企業並みの情報開示及び連結決算を実施いたしました。そして、石油公団の保有株式の売却につきましても一部実施しているところでございます。

今後の自主開発政策につきましては、引き続き経済性に配慮しながら、我が国のエネルギーの安定供給を確保する上でより効果的、効率的な実施に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○後藤(高)委員 今の副大臣のお話のように、確かにいろいろな御努力はお認めをします。

ただ、先ほどもお話ししましたように、実際、欧米の諸国が輸入先ということでは中東依存度が低くなっている現実を目の当たりにしながら、過去の石油公団を通じた、自主開発も含めてそうですが、お金の対応の仕方、そして通産省が今まで対応してきた政策自体が、もちろん民間企業とい

う部分にゆだねられているものはあるにしても、中東依存度が増大をしている数少ない国ということとで、私は、政策の失敗があったというふうな断ぜざるを得ないと思っております。

中東依存度が高くなったということについてどうお考えになるのか、お尋ねしたいと思います。

○河野政府参考人 御指摘のとおり、我が国の中東依存度は高いわけでございます。

欧米諸国におきましては、石油危機後に開発の進みまして北海ですとか、あるいは西アフリカそして中南米などの油田からの輸入が増加しておりますので、中東依存度が低下をいたしました、こういう事実がございます。

他方、我が国におきましては、過去の石油危機の経験を経て、非中東産油国からの輸入の促進あるいは非中東地域における自主開発の推進を通じて、原油輸入の輸入先の多角化に努力したわけでございます。

その結果、一九八〇年代後半には、一時七〇％を下回る中東依存度という状況が出現したわけでございますが、その後石油需要が伸び、また原油調達先の数は一九七〇年の十五カ国から最近では二十数カ国というふうな多様化はいたしましたけれども、我が国の中東依存度自体は御指摘のように再び上昇をしております。

これは、中国、インドネシアなどの非中東産油国からの、特にアジア、近隣諸国からの輸入が、こうした産油国の国内需要の増加などによりまして伸び悩んできているということが第一番目の理由でございます。

また、世界の石油埋蔵量の約三分の二が中東地域に存在するわけございまして、こういった環境というものが現に存在するわけでございます。

また、アフリカ、中南米など、欧米諸国はこういった地域に依存しているわけでございますが、こういった産油地域と比較すると中東地域が我が国からは近いということございまして、石油の輸送に要しますコストの観点で、どうしても経済性にすぐれた輸入元になってしまおうということが

ございます。

これらにつきましては、世界的な市場化が進むという環境の中では、なかなか政策による対応のみでは必ずしも克服したい面があるということも認めざるを得ないのではないかと気がしております。

こうした状況を踏まえまして、我が国としては、石油依存度の低減ということも重要だということで努力をしているわけでございます。この結果、エネルギー供給に占めます石油の割合は、第一次石油危機当時の七七・四％から現在五二％まで低下をしております。中東依存度の低減に一定の成果を上げているというふうに申し上げます。

○後藤(高)委員 確かに、今お答えをいただいたように、エネルギー全体の中でこの石油の問題は対応していかなければいけないということは私も十分承知しております。

一方で、確かに世界の石油の三分の二が中東に實際は出るといふこと、そしてエネルギーの多角化の中で実際の石油の全体の依存度は減っているというよりもろろを考えると、依然、二〇一〇年の見通しを見ても、約半分を石油に依存するということは否定できないと思っております。

一方で、この十年くらいを見ますと、アジアの国が大変元気な時期、また人口もふえ、生活水準も上がり、自動車も使う、いろいろな要素が重なって、アジアのエネルギー消費、特に石油消費も大変増加をしております。

私は、今お話のありましたような、一國だけではエネルギー全体の問題もこの石油の問題も解決できないことは十分承知しております。むしろ、第一次石油ショック直後につくられたIEAの組織の強化を含め、世界の国が一緒に考えていかなきゃいけない問題だというふうな思っております。

そして、アジアの国の中では、IEAの加盟国はOECDに限定されているという規定が現行ではあるようなので、そういう意味ではアジアの国

のエネルギーセキュリティというものを本当にきちっと位置づけて、これからのエネルギー全体の政策、そして本法が目的としている備蓄政策や公団法の改正を位置づけていかないといけないと思うのですが、政府としてはこのアジア全体のエネルギー政策についてどんなふうにお考えになつていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○中山副大臣 御指摘のように、アジア地域が急速な経済発展を遂げておりまして、それに伴いましてエネルギー消費量も増大しております。エネルギーの輸入依存度が高い我が国、またアジアのリーダーとしての日本という立場からも、エネルギー安全保障の強化に向けて積極的に取り組みをすることが必要であると考えております。

このような認識のもとで、我が国といたしまして、アジア各国に対しまして、APEC等の多国間協議、あるいは中国、インドとの二国間協議等を通じて、エネルギー安全保障に関する意見交換、協力を進めてきております。

また、お話のありましたIEAにおきまして、中国、インド等のアジア諸国に対しまして、エネルギー安全保障に関する情報提供等の非加盟国協力が実施されているところでございます。

現在、総合資源エネルギー調査会におきまして、エネルギー安全保障確保に向けた方策の検討を行っておりまして、今後とも、アジア地域におけるエネルギー安全保障の強化に向けまして、情報提供、技術協力などの積極的な取り組みを充実していきたい、このように考えているところでございます。

○後藤(高)委員 ぜび、アジア版IEA的なきちっとした形のものを作っていただけるような努力も含めてお願いをしたいというふうに思っています。

そして、実際の採掘というか輸入にかかわる方は民間の方であります。

先ほどお話が出ているように、石油公団を通じて、また当時通産省としてもいろいろな支えを企業にしてみました。ただ、まだまだ、世界的なエ

ネルギーグループ、企業に比べると、その脆弱性は含めません。

そして、先ほど来お話がありましたように、今それに対応すべく諸制度の改正をする中で、昨年の石油審議会の報告の中に、中核的グループを、残された十年と称して、これから融資も含めて対応していくというふうなことが規定されています。まさにそんな時期だというふうにも思いますが、自主開発がなかなか進んでこなかった、そしてその必要性はいまだにある、なおかつ多面的な要素ということで自主開発の数値目標も撤廃をしまいいりました。

そんなものも含めて、まだ特別会計の中に剰余金の部分もありまして、融資のみならず補助金のなり方、これは私は正しい補助金だというふうにも思っておりますが、そういうものを複数的に組み合わせて、本当に残された十年というふうな規定をされるのであれば、積極的に中核企業を育てていくべきだと思えます。

ただ、その際に、どの企業を中核的企業と定義するか、特定の企業体に対する補助ということになつてしまつてはいけません、その辺はルールづくり、公正な対応の仕方をぜひお願いしたいと思えます。

中核的企業を育成する、これからどう集中的に政府が対応していくのか、この点につきましてお尋ねをしたいと思います。

○河野政府参考人 今後の自主開発政策のあり方、特に中核的企業グループの育成に関するお尋ねでございます。

昨年の八月の石油審議会開発部会の中間報告におきまして、自律的に石油開発事業が進められるような中核的な企業グループを育成することが重要だという指摘を受けたのでございます。これを踏まえまして、当面十年間を、先生御指摘ありましたように、中核的な企業グループの育成期間と位置づけまして、政策支援を重点投入したいというふうな考えております。

このため、私どもといたしましては、今後、こ

の法案の中で御提案をさせていただいております。既発見油田の資産買収への石油公団の出資による支援、あるいは石油公団が保有する石油開発会社の株式売却などの際にこういったことをよく考慮していくというふうなことで、こうした中核的企業グループの形成に努めてまいりたいというふうな考えております。

なお、石油特別会計の剰余金の活用について御指摘をいただいたわけでございますけれども、この剰余金につきましては、基本的には備蓄事業におきまして緊急時の放出、あるいは備蓄に要しております金利費用が金利の変動に伴って増大することの可能性、またこれは中核的企業の育成とも関係いたしますが、探鉱投資事業における大型プロジェクトの採掘、あるいは採掘件数の増加、こういった可能性に備えたものだとお考えいただきたいと思えます。

融資による助成ももちろんやっておりますけれども、融資よりも補助性の強い、先生御指摘のような出資という形で支援も引き続きあわせてやつてまいりたいというふうな考えております。

○後藤(高)委員 そして、今回の法律改正の中で、その審議会報告を含めて、天然ガスに重点的にこれから対応していくという趣旨の規定がございます。もちろん天然ガスは、供給の安定性やその代替性、そして環境問題を含めると、大変これから国策として供給体制の整備が必要だというふうな思っております。

ただ、今回、石油公団という名称はそのままのようです。先ほどお尋ねしましたように、アジアの国の消費量がこれからふえるとしたら、既に中国も輸入国になり、そして近々インドネシアや現行の輸出国であるマレーシアも輸入国に転じていくということも、可能性としては否定できません。その三カ国だけ見ても、我が国の輸入量の二割を担っています。そこでの問題を含めて考えると、本当に緊急というか、制度的に予算を天然ガスの支援、供給体制の整備、これはサハリンのプロジェクトもそうですし、ガスパイプラインの整

備、そして国内の供給体制のハードの部分も含めての対応を今やっておかなければだめであるというふうには私は思っています。

二〇一〇年の、現行の見直しでは、現行の二％の天然ガスのシェアがたしか一％増の二一％ほどだと思えますが、そんなに大きな需要転換、供給先のシェア増ということは規定をしないまま、本法の改正の中にガスも含めた備蓄体制を進めていくということがございます。

今も申し上げたような形で、本当に天然ガスというものもこれから必要だ、私は少なくともそう思っておりますし、審議会でもそういうふうな御審議がなされたというふうにお聞きをしております。私は、現行以上に、天然ガス支援に集約的に、限られた予算ではもちろんありますけれども、対応していくことも必要だというふうな考えておりますが、その点いかがでしょうか。

○河野政府参考人 御指摘のように天然ガスは、インドネシア、オーストラリア、サハリン、こういったアジア太平洋地域に相当の埋蔵量が期待されているわけでございます。また、御指摘のように、石油依存度の低減に役立つだけではなく、中東依存度の低減にも役立ちますし、また地球環境問題への対応という面でも優位性があるということでございますので、これらの普及を図ることが望ましいということは御指摘のとおりだろうと思えます。

また、近年、サハリンにおきまして大規模な天然ガスが発見されたわけでございまして、これを国際パイプラインによって日本に供給するということが民間ベースで現在検討されております。これは経済性を確保しながら実現されるということであれば、供給手段の多角化という観点から望ましいと私も考えているのでございます。

ただ、パイプラインによります天然ガスの供給が実現するには、需要の確保が前提条件ということになりますので、需要家に対して供給の安定性と価格面の優位性を示せませんと、需要家がオーケーを出さない、そして事業化が進まない、

こういう状況にあるのでございます。

こういった観点で、現在、我が国企業が主体になりまして調査会社を設立いたしまして、事業化調査を行っているところでございます。この結果を踏まえて、パイプラインの実施の有無は総合的に民間企業の間で判断されていくというふうに認識しております。

そういった状況下で、政府におきましても、検討が進むにつれ、環境整備として必要なことがあれば取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 今のお話のように、確かに供給部分、需要部分ではそういう点があると思うのです。それは逆に言えば、昭和三十七年に現行の石油業法ができた時点も、ガソリンスタンドの数は、そのころ私はちょうど五歳だったのでよく覚えていませんが、今のような形で推移はしていなかったと思います。少なくとも、五万五千軒にも上るガソリンスタンドがある、いろいろな形で、川上、川下を含めての御努力の成果だと思えます。そこをまさに、環境をきちっとしていく、これから天然ガスが必要なのだという意思があれば、対応していくべきだというふうに思っています。

そして今、国家備蓄ということ、年間二千七百三十億円のお金を投じて、建築についてはほぼ終了して、後はこれが減っていくというふうな数字です。一方で、民間備蓄は利子補給ということ、大体三十五日分、四十五日を上回る分が融資対象ということなので、利子補給分の百十八億分、三十五日の備蓄をしている。二千七百三十億で、現行では、昨年の九月末の数字では八十四日分ということですから、何か国家備蓄のコストが非常に高い感じがします。これからもっと低減をしていかなければいけない、このことはぜひお願いしたいと思えます。

逆に言えば、百十八億の利子補給で三十五日分の備蓄が民間でされている。これは現行の石油備蓄法で対応しています。そして石油公団が民

間の方に委託をし、国家備蓄と称して、八十四日分を二千七百三十億で規定をしているというところで、コストにかなりの格差があるというふうに私は思っています。

この格差をもっと低減をしていく。そしてLPガスの備蓄も、先ほど長官が話をされたように、これから必要だということ、二〇一〇年、要するにあと十年で五百五十万トンの備蓄基地を建設する。ことし計上している予算は七十四億であります。本当に、天然ガスないし供給先の多角化、対象の多角化を含めて早く対応するという御趣旨なのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○河野政府参考人 まず、もうちょっと民間備蓄を活用したらどうか、あるいは国家備蓄で相当コストがかかっているという御指摘でございます。

国家備蓄事業のコスト削減につきましては、私も相当の努力をしているつもりでございます。例えば、民間の余剰タンクの有効活用ですとか国家備蓄会社の効率化ですとか、あるいは、規制緩和を実現していただくことによって国家備蓄基地施設の検査費用を軽減する、あるいは調達金利をできるだけ低く抑えるというようなことで努力をしておりまして、このところ、国家備蓄基地建設の終了に伴いまして減価償却とか借入金金の償還の進展なども見られますので、平成八年度には国家備蓄の予算が三千四百十四億円とピークでございました。平成十三年度の予算では二千七百三十億円ということで、かなりの効率化を達成しているのではないかと思っているところでございます。

そこで、民間備蓄との組み合わせはどうかというところでございますけれども、実は我が国の備蓄制度の歴史は、まず、第一次石油危機後、備蓄の増強のために、石油備蓄法によりまして、コストを民間企業に負わせて、民間負担の民間備蓄ということが始まったのでございます。しかし、その後、さらに備蓄レベルを上げるということになりました。それ以上民間負担をさらに負わせるのは難しいという判断で、国家備蓄制度を創設し、そ

の国家備蓄が発足するに従いまして、民間の備蓄義務を、当初九十日であったものを七十日に軽減したという歴史がございます。

これは、こういう経緯もございますし、実はその背景は、石油産業界自身が国際的に競争しているわけでございますから、日本の精製業のみに諸外国と比べて非常に重い負担を負わすということになりますと、日本の石油精製産業が国際競争力を失ってしまうということもありますので、この国際競争の状況にもかんがみまして、今後、備蓄の積み増しを行う際は、民間備蓄の増強で対応するというのはちょっと難しいかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、国家備蓄事業のコスト削減にできる限りの努力をさせていただきたいというふうに思っております。

また、LPガスの国家備蓄のお尋ねがございました。おっしゃるとおり、民間備蓄、現在、年間輸入量の五十日分を産業界にお願いをしております。また、国家備蓄でこれを上乗せしていくということになりますので、二〇一〇年度に五百五十万トン、これが約一カ月分になるわけですが、目標として国家備蓄事業を推進しております。

平成五年から取り組んでいるわけですが、いろいろな調査の結果、地元における御了解等々がありまして、四地点について立地決定を行いました。さらに、茨城県の神栖町で立地決定を行うための調査を十二年度に始めたというところでございます。

備蓄基地をつくるために、地点の選定、そして土地の造成、そして基地そのものの建設、どうしても物理的に時間がかかります。私どもとしても、精いっぱいそれでやりたいというふうに思いますが、今の目標で二〇一〇年、百五十万トンという体制をとにかく着実に進めたいというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 ぜひその形で、予算の効率性も配慮しながら対応していただきたいと思います。

時間が過ぎていますが、最後に大臣にお尋ねをしたいと思います。

COP3から米国の離脱をするという意思表示をしております。一方で、新政策を友好国と協議しながら、秋までに調整をして、COP3にかかわる新しいものをつくり上げていくという提案も一部報道ではされております。

その点につきまして、我が国として、大臣として、今後CO₂の国際的な削減等についてどのように対応していくのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○平沼国務大臣 米国は、世界の二酸化炭素排出量の四分の一を占める最大の排出国であります。国際的な気候変動問題への取り組みの実効性を確保する上で、米国の参加というのは極めて重要だと認識しております。このため、私といたしまして、今般の米国の方針表明が気候変動問題に対するこれまでの国際的な努力の積み重ねを損なうこととならないか、非常に遺憾に思っております。

ただ、米国のブッシュ大統領も気候変動問題については深刻なものとして受けておられる、こういうふうに関心しておられて、米国としても、この七月に開催予定のCOP6再開会合にも参加する、こういう意思表明もございまして、このような情勢を踏まえまして、私といたしましては、関係閣僚とも協力しつつ、米国の考えを注意深く聴取するとともに、米国への働きかけを行っているところであります。

このため、既に、去る四日に派遣された政府訪米団に西川経済産業大臣政務官を参加いたさせました。また、その日に、米国の私のカウンタートでありますリンゼー経済担当大統領補佐官とカウンタートパートのエバンス商務長官、またエイブラハム・エネルギー長官へ私から書簡を出して、そのことについて強力に私どもとしてはアピールをさせていただきました。

今後とも、国際的な気候変動問題の取り組みを真に実効性のあるものとするべく、引き続き一層

の努力を行ってまいり、国際世論を積極的にリードしていき、このように考えております。

○後藤(重)委員 ありがとうございます。終わります。

○山本委員長 鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 民主党の鈴木康友でございます。冒頭、先ほど後藤委員の方からお尋ねがありました石油業法についての問題であります。

この業法の制定時に、石油連盟の方、あるいは学識経験者の方とか、あるいは業界の方を含めて一部に、非常に経済統制的な色彩が強いので、これの制定に反対を唱えるという声があったわけでありまして、そうした関係者の間に、今回この業法が廃止をされるに当たって、これまでのそうした功罪をきつと検証せずに廃止することに對しての反対があるというふうにも聞いております。

そこで、まず初めに、こうした声にどう対応していくのかということについて、総括を含めて大臣にお伺いをしたいと思います。

○平沼(外務)大臣 石油業法につきましては、貿易の自由化、外貨割当で制の廃止に際しまして、脆弱でありました石油産業に重大な悪影響が及び、石油製品の安定的な供給に支障が生ずることが懸念されましたことから、御承知のように、昭和三十三年に制定されました。

以降、石油業法に基づきまして、精製業の許可制等需給調整規制を実施してまいりましたが、これによって我が国に精製能力のある石油会社を育成することができた反面、石油産業における競争力がある程度減殺される面があった、このように私も認識をしております。

今般、本法案におきまして、これまで数次にわたり行ってきた規制緩和、自由化の総仕上げとして石油業法を廃止することとしたわけでございます。これを契機として、一層の構造改革に向けた石油企業の創意工夫や迅速な意思決定が促され、国際的な競争の中で、石油の安定供給を担う強靱な石油産業が形成されていくことを期待して

おります。

当初そういう御指摘がありましたけれども、この業法というのは、私は、やはりそれなりに大きな役割を果たしてきた。そして、こういう自由化の中で、私どもは今回、それを廃止し、新たな体制でやっていく、こういうことにしたわけでございます。

○鈴木(康)委員 その点についてはわかりました。次に、自主開発について何点か御質問をしたいと思います。

国際石油資本、いわゆるメジャーと言われるところは、大體利益の半分以上は上流事業で稼ぎ出すというふうに言われているわけでありまして、けれども、日本のこれまでの自主開発の流れを見ますと、一九九五年の見直しが行われる段階で、その開発会社二百六十六社に約一兆七千二百六十一億円の出融資を行った実績がある。にもかかわらず、日の丸原油として貢献をしているのは、アラビア石油とかインドネシア石油とか、ごく一部の会社に限られるわけでありまして、ほとんどが油の出ない会社、あるいは赤字の累積ということになっております。

こうした状況を考えますと、欧米と日本、この彼我の差がどうして起こってきたのか、この点について御質問したいと思います。

○河野政府参考人 御指摘のように、我が国の石油開発に携わる企業はいずれも規模のあるいは収益力の点で欧米のいわゆるメジャーには及ばないというの、そのとおりだろうと思っております。

現在、石油開発を行っております主要な会社は、開採専業、それから精製・元売関係、商社などで約二十社でございます。これに御指摘のよう個々のプロジェクトごとにつくられた会社を加えますと、さらに数はふえるわけでございます。

ただ、現在、世界的にも石油開発会社の合併など大規模な再編が進んでいるわけでございますが、我が国の民間企業にも統合あるいは提携といった形で競争力強化を目指す動きもあります。

で、政府として、これは望ましい動きだというふうに考えております。

こうした民間企業の統合、競争力の強化、これは基本的には民間企業の自主判断で行われるとは思いますが、先ほど申し上げておりますような中核的企業形成の観点から、石油公団の保有株式の売却、あるいはこの法案でお願いをしております資産買収制度の活用などを通じて、こうした動きを支援していき、というふうな考えでおります。

企業の収益に関する御指摘でございますけれども、我が国石油開発企業は、正直言いますと歴史が浅い。欧米のメジャーなどが古くからこの市場に参入し、また産油国とも非常に強い関係を保持しているという点に比べますと、後発組でございます。それに加えて、油価、為替の影響をものに受けるという面がありまして、財務的に厳しい状況にある企業があるのも事実でございます。一方、収益を上げていく企業もございまして、今後の自主開発政策では、引き続き経済性に十分配慮しながら、エネルギーの安定供給を確保する、この目的を達成するために効果的、効率的な実施に努めてまいりたいと思っております。

○鈴木(康)委員 今御答弁いただきましたように、日本の場合は非常に過少資本の企業が乱立をしているということが、一つ問題点としてこれまでも指摘されてきたわけでありまして、そうした中で、今、中核的な企業グループの形成を含めて、これからそうしたものの統合に向かうということでございますが、これまでそういう指摘がなされてきたにもかかわらず、なぜ資本の集中と拡大というものが行われてこなかったのか、その点についての総括をお願いしたいと思います。

○河野政府参考人 幾つかの背景があろうかと思っておりますけれども、石油業法の自由化に伴います、今、日本の精製業も四つのグループに編成されつつある、これは外資系も含めてでございます。

が、そういった動きの中で、ようやく日本の開発分野についても統合、提携といったような動きが出てくるという面がございます。

それからまた、私どもが石油公団によりまして探鉱開発を支援していく際に、個々のプロジェクトのリスクと親会社のリスクを場合によって遮断していくということのために、プロジェクトカンパニー制度をとられたという経緯もまたござい

ます。場合によっては、産油国からもこのプロジェクトは別の会社でやった方がいいというような指摘を受けて、プロジェクトカンパニーをつくったというふうな歴史を持つものもございまして、そういうさまざまな背景で企業の数が多いというところでございまして、先ほど申し上げた精製・元売関係の統合化のプロセスの中で開発関係もそういった動きが出てくる、また、国際的に開発分野の統合が行われるというような環境を背景にそういった動きが出てくるというようにござい

ますので、先ほど申し上げたような公団保有の株式売却の際でありますとか、あるいは今回お願いをしております資産買収による支援というような手段を通じてながら中核的企業の育成を図りたいというふうな考えをしております。

○鈴木(康)委員 わかりました。次に、ある新聞記事から御質問したいんですが、ことしの一月の新聞に、三菱商事が石油、天然ガスの開発を手がける、こういう上流事業に今後積極的に投資をしていくという記事が出ておりました。例えば、サハリンの開発の権益の買い増しとか、百億円を投じて三菱石油開発を完全子会社化する等々、今後手を緩めることなく積極投資をしていくという方針のようでありまして、民間の自主性だけに任せておくとこういう自主開発というものが停滞する、という主張も今まであったわけでありまして、民間でも積極的に上流事業に今後生き残りかけて投資をしていく、こういう動きが非常に活発化していき、むしろこうした動きを支援するという仕組みをこ

れからつくった方が効率的じゃないか。

例えば、公団がリードしていくというよりも、政府系金融機関がこうした事業に支援策を講じるような、そうしたスキームに変えていった方が効率的になるんじゃないかというふうに考えますけれども、この点についていかがでしょうか。

○河野政府参考人 今御指摘がありましたような、あるいは御紹介がありましたような、商社系の企業が資源のアップストリームに挑戦していく、これは従来からある程度あるわけですが、これは従来から力を入れていく企業が出てくるということは、私ども、歓迎するところでございます。

石油開発事業はプロジェクトに責任を持つ民間企業が明確になるような体制で行われる、これが原則でございますから、石油公団がやっておりますことも民間主導の原則の中でこうした民間企業の取り組みを後押しするというところで、出資ですとか融資、場合によって債務保証という支援をさせていただきます。

具体的に申しますと、石油の探鉱開発は極めてリスクが高い、つまり探鉱段階は特にリスクが高いわけですが、その段階で石油公団が出資、融資、それからさらに進んで、具体的に油を掘り出すあるいは天然ガスを掘り出すということになりますと開発段階になります、これは債務保証を行うということでこのリスクを補完してあげないと実際にはなかなか事業が進まないという事態にございます。ただ、開発段階の資金供給という面で申しますと、御指摘のような国際協力銀行の融資が主体になっている。ただ、信用補完という点で石油公団の債務保証もまた求められるという実態にございます。

今後とも、民間の活力を活用しながら自主開発を効率的に進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木(康)委員 続いて、少しエネルギーの問題についてお伺いしたいと思います。

本が石油について非常に中東依存度が高い、八六%にも達しているという数字もあるわけであり

ます。先ほどの御答弁の中にも、日本から見ても非常に中東地域は距離的にも近い、輸送コストの面から考えても効率的だということお話をございましたけれども、果たしてそれだけなのか。

例えば、アフリカあるいは南米、こうしたところが輸送コストの点で中東に比べてはるかに劣っているから経済的に無理であるということは、どうも考えにくい。むしろ、中東に頼ることが安易であったということが大きな理由ではないかというふうに勘ぐってしまうわけですが、その点についてどうなのかということ、これから石油の確保に向けての供給地の多角化戦略についてどうお考えになっているのかという点について御答弁をお願いしたいと思います。

○河野政府参考人 前半の事実関係についての御説明をさせていただきます。

輸送コストの差が圧倒的かどうかという点は、金額にすると、見方によってはそれほどないということがあるかもしれません。ただ、世界的に非常に市場化が進んでおりますので、金額的には比較的わずかと見られるようなコスト差でも、どうしても中東の方が選考されるという事実があるのを御認識いただきたいと思います。

○中山副大臣 中東依存度が高いんじゃないか、こういう御質問でございますが、全く同じ問題意識を持ちまして、過去の石油危機等の経験を踏まえまして、輸入の多様化に努めた結果、一九八〇年代の後半には一時七〇%を下回る水準まで低下したわけでございます。しかし、その後また石油需要が伸びました。また、原油の調達先が一九七〇年の十五カ国から最近では二十数カ国へと拡大している一方で、我が国の中東依存度は再び上昇してきているわけでございます。

この理由につきましましては、先ほどお答えいたしましたけれども、中国、インドネシアなどの非中東産油国からの輸入が、これら産油国の国内需要が伸びてきたということで伸び悩んでいるとい

うこと、あるいはまた、石油の埋蔵量の約三分の二が中東地域に存在するということ、さらにま

た、アフリカ、中南米等の産油地域と比較すると、中東地域は我が国からの距離が近く、石油輸送に要するコスト等の面でより経済性にすぐれているということがあったわけでございます。

このような状況のもとで、原油を含めたエネルギー供給源の多様化は我が国のエネルギー安定供給のために極めて重要である、このように考えておりまして、昨年八月に取りまとめられました石油審議会開発部会の中間報告におきましても、今後の自主開発支援に当たりまして、原油供給先の多角化に努めるべきである、このような指摘を受けております。

また、我が国は、現在に至りますまで石油依存度の低減に努めてまいりました。この結果、エネルギー供給に占める石油の割合は、第一次石油ショック当時の七七・四%から現在は五二・〇%まで低下しております。また、エネルギー供給全体として見ますと、中東依存度の低減に一定の成果を上げてきた、このように考えておるところでございます。

今後につきましても、我が国といたしましては、石油依存度の低減、あるいは原油供給源の多様化を通じて、原油を含むエネルギーの供給源の多様化に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○鈴木(康)委員 次に、石油の精製についてお伺いをしたいと思います。

今、民間の石油会社は、精製設備、それからいわゆるガソリンスタンド、それから借入金、この三つの大きな過剰を抱えて大変に苦しんでいるわけでありまして、その削減に向けて今努力をしているというところであります。特に精製設備の削減については、先ほど来お話が出ておりますが、合従連衡で今四グループへの集約が進んでいるわけでありまして、その中で進んでいる。

うふうに予測をされていますけれども、この数字がまず妥当であるのか、まだまだこの精製設備が

それでも過剰であるのかということ、それから、これまで原油の輸入しか認めてこなかったという、いわゆる消費地精製主義というものについての見直しも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

○中山副大臣 御指摘のように、平成十三年四月現在の我が国の石油精製能力というのは、一日当たり五百十万バレルとなっております。本年六月には四百九十五万バレルまで削減される見通しとなっております。それでもなお御指摘のように過剰な水準であると認識しております。こうした状況の中で、石油精製会社におきましては、経営コスト削減あるいは合理化等の構造改革の一環といたしまして、過剰な精製設備の処理を行い、製油所の設備稼働率の向上に取り組んでおるところでございます。

また、一方、今回の石油業法の廃止は、石油産業のグローバル化が進展する中で、これまでの需給調整規制については石油産業の強靱な経営基盤を確保することが事実上難しくなっているということ踏まえまして、これらを撤廃いたしました。石油産業がみずから創意工夫を発揮いたしまして、構造改革に取り組むこと、強靱な経営基盤を確立できるようにするものとしたものでございます。

経済産業省といたしましては、今般の法改正の趣旨を踏まえまして、石油精製会社が自主的な経営判断に基づきまして、今後の需給動向等を勘案しながら、過剰な精製設備の処理を進めて、設備稼働率を適正なレベルまで維持していくということによりまして、構造改革を一層進めて、石油の安定的な供給を確保するための体制が早急に確立されるように期待しておるところでございます。

○鈴木(康)委員 次に、石油公団について御質問をしたいと思います。

五百億円の欠損金を計上して、今残高が一兆、千五百八十億円というふうになっておりますけれども、まだまだ焦げつきというものがふえるのではないかと懸念がされているわけであり、この不良債権化したものが最悪の場合一兆円を超える状況も考えられ、ちまたでは第二の国鉄ではないかというふうにもやゆされているわけであり、すが、一体全体この不良化したものがどのくらいあるのかという事態についてどうお考えでしょうか。

○河野政府参考人 御指摘の欠損金三千五百十八億円、これは、石油公団の出融資の中で将来見込まれる回収不能額を投融資損失引当金に計上したということ、平成十一年度決算において計上したものでござい、これは、出融資先の会社ごとに将来の損益見通しを行いまして、企業会計原則に準じて算定したものでござい、

今後、石油公団では、一層の効率的、効率的な事業運営を行うと同時に、従来から行っており、す貸付金債権の回収あるいは配当の確保、さらには、石油公団の保有株式を売却すること、その含み益を実現させることで欠損金の縮小を図っていきたいというふうを考えているわけでございます。

将来の石油公団の開発事業に係る長期的な損益見込みをさせていただき、これは油価と為替がどのように変化するかによって相当な幅のあるものでござい、四十九百六十億円の損失に至る場合から、五千六百五十億円の利益が生ずる場合までが見込まれているという状況にござい、

○鈴木(康)委員 長期の利益の見通しについては、どうも私はまだ数字が納得できないんですけれども、それはきょうのところはこれで終わります。

これから既発見油田の買収に出資が可能となってくるわけであり、そうした中で、公団が今後どの部分にこれから力点を入れていくのかというところでありますけれども、例えば、これまでの

ようにリスクの大きな自主開発から既発見油田の買収のようなものに力点を移すということであれば、これは逆に民間の活力をもっと生かすようなことにしていけばいいでしょうし、逆に、これまでのようにリスクを背負う油田開発というものを継続していくということであれば、これまでの実績、油の出ない会社でありますとか、累積赤字というものの状態をかんがみますと、これ以上公団で事を進めていくことが果たしていいのかどうかということが言えると思います。

一方、備蓄についても、既に目標の五千万キロリットルというものを達成しているわけであり、すから、例えば、今後、資源エネルギー庁に石油備蓄部のような部局を設けて、一般会計の中で保持をしていく、この事業は民間、そして備蓄事業は政府が行っていくというふうな方向でいけば、公団の役目というのが要らなくなるような気がするんではないかと、いかがでしょうか。

○中山副大臣 既発見油田の資産買収につきましては、探鉱案件のように、試掘の結果、全く石油、天然ガスが存在しないというリスクはありま、せんけれども、しかし、事前評価の結果とおり埋蔵量が確保できない場合とか、あるいは油層のトラブルによりまして原油回収率の予想外の悪化等の地質リスクが存在いたします。

また、既にある程度の埋蔵量が発見されていること、あるいは、既に投下された長期間の開発生産段階における多額の開発費、操業費を負担するということが、購入価格も高くなり多額の資金が必要となるわけにござい、

そのため、メジャーに比べまして企業体力の弱い我が国の石油開発企業が十分な自己資金を用意することは困難であるということから、石油公団による出資を通じて支援が必要と考えているところにござい、

また、御質問のありました国家備蓄事業でござい、ますけれども、我が国のエネルギーセキュリティの確保の観点から、受益者負担の原則によ

りまして、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算により、国の一元的な責任、管理のもと、石油公団が主体となって実施してきたところでござい、

五千万キロリットルの国家備蓄を達成した後に、おきまして、な備蓄基地の維持とかあるいは放出に備えた備蓄原油の維持管理等の業務が必要でありますし、また、実施に当たりましては、備蓄に係る技術、ノウハウが求められるわけにござい、

また、事業遂行上の効率性あるいは機動性を確保するためには、やはり国が直接対応することは困難と考えられますので、引き続き石油公団において実施することが適当である、このように考えているところでござい、

○鈴木(康)委員 時間がなくなつてまいりました、が、財投機関債について御質問したいと思ひ、ます。ことしから財投の制度が改革されるわけであり、ますけれども、その言つてみれば目玉というものが財投機関債を発行していくことにあるわけであり、ます、石油公団としては、この財投機関債の発行の見通しというものについてはどうなのか。質問にお答えをいただきたいと思ひ、

○河野政府参考人 石油公団によりまして財投機関債の発行の問題でござい、

今般の財投改革の趣旨を踏まえまして、事業の性格あるいは現在の財務状況を前提として想定されます格付の問題なども含めまして、この発行可能性について検討を行つてまいりました。

ただ、どうしても、備蓄事業は、エネルギーセキュリティの確保を目的とするものでござい、ますから、収益を目的とし得ないということもあり、また、公団の現在の財務状況を踏まえ、ますと、公団にとって有利な条件での発行が難し、ろう、そうなりますと、結果的には財政負担増を招くということもござい、また、仮に公団の発行する財投機関債が市場で十分に受け入れられないということになりますと、現に私どもが保有してあります五千万キロリットルの国家備蓄を適

切に維持管理する必要な資金量が確保できないことになりかねないということがありましたので、直ちに財投機関債を発行することは難しいというのが現時点での結論でござい、

ただ、いずれにしましても、石油公団の財投機関債の発行可能性は、財投改革の趣旨を踏まえ、まして、今後形成されると思われ、ます財投機関債市場の動向にも注視をしながら、引き続き検討させていただきますと思ひ、

○鈴木(康)委員 この経過についてはこれから私も私ども見守つていきたいと思ひ、ます、が、機関債を発行できなくて財投債といえども、これは借金と変わらないうわけであり、まして、政府が保証する、ういうものに頼るということは、いづれ税金で処理をすることを前提にしているというふうな考えざるを得ないわけであり、まして、財投機関債にシフトしていくことを前向きに行つていっていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきますと思ひ、

どうもありがとうございました。

○山本委員長 中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でござい、ます。同僚議員と質問が若干重なるところがありますが、用意してきた質問をそのままさせていただきますと思ひ、

昭和四十二年から今日まで、石油公団から約二兆円という予算を使つて石油の自主開発を進めてきたということであり、ます、調べてみま、たら、日本は、自主開発原油の輸入量は六十五万バレルである、これは原油総輸入量四百三十二万バレルのうちわずかに一五%にすぎない、

この一五％という現在の日本の自主開発原油の輸入量から見ても、今までの自主開発が本当に効果的あるいは効率的に進められてきたのかと総括をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○平沼国務大臣 御指摘のとおり、石油公団は、昭和四十二年に設立されて以来、石油開発企業に對して累計で二兆八百四十四億円の融資を行ってまいりました。その結果、昭和四十二年当初、日量二十七万バレルだった自主開発原油の輸入量は、御指摘のように日量六十五万バレル、原油総輸入量の一五％を占めるに至っております。

石油公団の自主開発事業に対する支援の効率的、効果的な実施のあり方については、当時の通商産業省内に設置された石油公団再建検討委員会及び石油審議会開発部会のもとに設置された石油公団開発事業委員会において報告書が取りまとめられましたけれども、現在までその内容のほとんどすべての事項について着実に実施をしてまいりました。

具体的に申し上げますと、第二に、プロジェクトの採択の審査について、メジャーが採用している手法である定量的評価を導入いたしました。第三に、石油公団の損益見通しの明確化について、企業会計原則に準じた会計処理を導入いたしました。第四に、出融資先会社の整理について、整理方針が示された十三社すべてを事業終結したところでございます。第四に、情報開示の徹底について、石油公団決算に対する公認会計士による任意監査を導入しまして、石油公団及び出融資先会社における上場企業並みの情報開示及び連結決算を実施しました。そして、残された課題でございます石油公団の保有株式の売却についても、一部について現在行っております。

今後の自主開発政策については、引き続き、経済性に配慮しながら、我が国のエネルギー安定供給を確保する上で、より効果的に、そして効率的な実施に努めていかなければならないと思っております。

確かに欧米に比べてその比率は低いわけであり、すけれども、しかし着実に実行してきて当初よりその比率が高まっていることも事実でございます。これからの努力をさせていただきたい、このように思います。

○中津川委員 二兆円強という自主開発に使われたこの大金、これは大変な金額ですよ。とにかく、この大金、政治は結果責任ですから、国益という点から見て、将来の見通し、得になるのか損になるのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

○河野政府参考人 先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、累計で巨額の出融資を行ってきたのはそのとおりでございます。

この出融資の将来的な長期損益の見通しでございます。

石油公団が、現時点でその事業の見きわめが可能と見込まれる百二社を対象といたしまして、平成十一年度の決算にあわせてその長期的な損益の見通しを公表したわけでございます。これは幅がございまして、油価をどのように想定するか、また為替がどのように推移するかによってかなり変わります。

非常に油価も低く、為替も日本にとって不利であるという状況であります。四千九百六十億円の損失ということになります。逆に、油価も非常に望ましく、また為替面でも日本の石油企業にとって有利であるということになります。五千六百五十億円の利益が生ずる可能性があるというふうな幅のある見通しでございます。

○中津川委員 確かに油田を探す、探索するというのは大変リスクを伴いますし、言ってみればむだの集積だと思ふんですね。三千メートルの地下を探さずということ、下からくみ取る、探すまでに、よく千三つとか言われておりますが、大変それはリスクで、運を天に任すようなところがある。その苦労というのはよくわかるのですが、今日を迎えて、四十一年当時とかなり状況が変わってきております。

そんな中で、これからもこの自主開発を進めて

いく意味があるのか、これが一点。それから、も進めていくということであれば、本当にまた新しいビジョンというのをしっかりと出さなければいけないと思っております。大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。我が国は、一次エネルギー供給の五二％を石油が占めるといった供給構造になっているわけでありまして。こうした中で、長期安定的に一定量の石油を確保できる自主開発の推進というのは、エネルギーの安定的供給上極めて重要である、このように認識をしております。

このような観点から、これまでも、政府及び石油公団が民間企業を支援する形で自主開発原油の確保に努めてきたところでございまして、この結果、先ほど委員御指摘のとおり、現在、自主開発原油の輸入量は、原油総輸入量の一五％を占めるに至っております。

石油につきましては、市場商品性が進展する中においても、一年間で油価が三倍になるなど、依然として他の商品とは相当異なる性質を持つております。今後とも、そういう意味で、引き続き自主開発を強力に進めて石油の安定供給確保を図っていくことは必要なことだ、私どもはこのように思っております。

このため、昨年の八月の石油審議会開発部会の中間報告を踏まえて、本法案の中で提案させていただいている、既発見油田の資産買収に対する支援等もあわせて行いつつ、より効率的、効果的な自主開発の実施に努めてまいらなければならぬ、このように思っております。

○中津川委員 次に、私は中小企業対策についてずっと取り組んできておりますので、石油販売業、ガソリンスタンドについての質問をしたいと思っております。

の特石法の廃止が検討され始めた平成六年以来、自由化を先取りした競争等の激化によって、ガソリンを中心とした石油製品の価格が大幅に低下してきた。それが、言ってみれば消費者や利用者にとっては大変なメリットがありまして、昨年末で一兆四千億円のメリットがあったというふうに聞いておるのですが、その一方で、石油産業界は従来になく厳しい環境にあるというのも事実であります。

そんな中で、規制緩和によって石油精製業等の経営の自由度を増して、効率化そして合理化等の経営基盤の強化を通じて国際的な競争に対応できる強靱な石油産業を形成するということはもちろん重要であります。特に石油製品販売業、ガソリンステーション、ガソリンスタンド等は、平成六年から十一年までの五年間で、何と五千軒閉鎖しているというところであります。

ガソリンスタンドの設備というのは、コンクリートが敷いてあって、地下にタンクがあって、壊すのに大変なコストがかかる。政府の方の補助も上限五百五十万円というのも聞いておるのです。この石油業法の廃止、これは確かに消費者にはいいことでありますが、今ほとんど他の製品の価格が下がっていると同じように、結局ほとんど価格破壊というのを招いていく流れにあるというふうに思っているわけでありまして。

そういう中で、石油販売業界においても、コストを削減したり、サービスの充実、あるいは経営の多角化、工夫を凝らしながらいろいろなことをやって努力はしている。私の知人も一生懸命努力をしている状態を見ておりますが、政府は、このような厳しい状況にあるガソリンスタンド、ガソリンステーション等の業界の人たちに対してどのように支援していく体制を持っているのか、お聞きしたいと思っております。

○平沼国務大臣 中津川委員御指摘のように、私の地元でも、友人がガソリンスタンドの経営者で、大変厳しい状況に置かれています。一生懸命多角化をしようというって、釣り具店を併設したり

して努力をしているわけでございまして、御指摘のとおり、今置かれている環境は非常に厳しい、私もそういう認識を持っています。公正な条件のもとで競争ができる環境の確保に努めることは必要だと思っておりますし、販売業界による構造改善のための取り組みを支援していく、このことは重要だと認識をしております。

このうち、公正な競争環境の整備につきましては、不当廉売案件処理の迅速化のための臨時の措置として、公正取引委員会に対して当省の職員を平成十年に派遣して、現在、併任を含めて九名で対応いたしております。また、差別対価については、判断基準の作成及び公表を公正取引委員会に働きかけるといった措置も講じているところであります。

また、販売業の構造改善の取り組みに対する支援につきましては、石油製品販売業者が事業の多角化や転換を図るためのセミナーの開催、消費者ニーズの調査に対する補助、事業者が事業多角化を行うために必要な設備資金の借り入れに対する利子補給、今御指摘がございましたけれども、ガソリンスタンド施設の撤去に大変費用がかかる、それに必要な費用の補助、平成十三年度においてはこういったことに総額二百十億円に上る支援策を予定させていただいております。

今後とも、御指摘のような厳しい現状を踏まえまして、以上のような取り組みを着実に実施することによりまして、政府といたしましても石油製品販売業の支援に努めてまいりたい、このように思っております。

○中津川委員 ガソリンスタンドの経営者の人たちも一生懸命努力をしております。大臣の方から、側面からそういうバックアップというような心強い答弁をいただいたわけですが、何か多角化とかいろいろ工夫をされていて成功している例があったら、ちょっと聞かせてください。

○河野政府参考人 幾つかの例を御紹介させていただきます。

一つは、平成九年に道路運送車両法の規制緩和

が行われまして、自動車整備業への参入が容易になりましたものですから、車の分解整備工場をガソリンスタンドに併設するというところで、車関連サービスを含めた提供することで収益を上げる、いわゆる油外の収入を上げるというような成功例がございます。

また、コンビニエンスストアのような小売店舗を併設するとか、あるいは非常に変ったケースでございますが、美容室のような店舗複合型のガソリンスタンドを展開して、経営をうまくやっていると、この事例が見受けられます。

○中津川委員 先ほど大臣から不当廉売と差別対価という問題が指摘されましたが、これは公平、透明な市場をゆがめるものでありまして、当然独禁法にも違反する問題だと思っております。

とにかく何でも、流通もそうですが、一番末端の販売のところが一番弱いのです。ですから、絶対こういふようなことがあつてはならないというふうにいるわけですが、今度は、公正取引委員会の今まで取り組んできた実績と、またこれからどう対応していくかということを中心とお聞きしたいと思います。

○根来政府特別補佐人 ただいま委員から御指摘のありました不当廉売の問題につきましては、石油に象徴されますように、ちまたに横行しているという批判があるわけでありまして、結局、今まで規制産業であつたために、私どもの目から非常に遠いところにあつたわけでございます。

そういうことで、今大臣がおっしゃいましたように、前の通産省の御協力を得まして、人の応援をいただいて、不当廉売の取り締まり、あるいは差別対価の取り締まりということに全力を傾注してきたところでございます。

実績を申し上げますと、例えば平成十二年度におきましては百十件の注意を行っているところでございます。といいますのは、十分調査をしてその結果で対処しますと、どうも時期おくれになつてしまふという批判がございますので、申告がございましたら原則として二カ月以内に処理してし

まう、そして、処理としては、とにかく注意をして、業者に不当廉売という深みに陥らない体制をとってもらふということをやっているわけでございます。

委員御指摘のように、今後ともそういう観点で間違いのない行政をやっていききたい、こういうふう考えております。

○中津川委員 平成十二年、今百十件ということですが、どうなんですか、これはふえていくのですか。また、これからこの差別対価も含めて増加していく懸念があるような感じがするので、いかがですか。

○根来政府特別補佐人 これは決定的なことは申し上げかねますけれども、大局的に見ますと、石油、ガソリンの市況といえますか、原価によつて事件がふえたり減つたりするということはあります。といひますのは、原油の価格が上昇しますと、やはり不当廉売というのは少なくなつていくという傾向があるわけでございます。私どもは、そういうことも踏まえまして、経済産業省とも十分連絡をしまして、抜かりなくやっていきたい、こういうふう考えております。

○中津川委員 経済産業省からも九名の応援団が行っているということでありまして、公正取引委員というふうなこともよく聞いておるのですが、ぜひ今委員長が言われたそういう考えで、ひとつ公正公明な市場をつくらせていただくように努力してもらいたいとお願ひしまして、質問を終わります。

○山本委員長 山内功君。

○山内功委員 民主党の山内功でございます。石油関連法の質疑に入る前に、この際お尋ねをしておきたいと思っております。

米政府が、地球温暖化防止条約京都議定書への不賛成を公式表明いたしました。一日、我が党の北橋議員の質問に對しまして大臣は、米国の再び土俵に引き戻すよう努力したいと答弁されました。ぜひ働きかけを一層強めていただきたいと思ひます。翻つて、我が国の二〇一〇年度の六%

削減という義務に關して伺いたいと思ひます。達成は大変厳しいものがあるのかという見方もございます。改めて、経済産業省として不届の覚悟で取り組むという決意をお伺ひしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

気候変動問題というのは、全世界的に積極的に取り組むべき課題だと思っております。その際、世界最大の二酸化炭素排出国である米国の参加が国際的な気候変動問題への取り組みの実効性を確保する上で極めて重要なことだ、このように認識しております。

このような観点から、今般の米国の方針表明が、気候変動問題に対するこれまでの国際的な努力の積み重ねを損なうこととなる可能性が非常に大きいものですから、私としては、非常に遺憾に思ひ、憂慮をしております。

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけれども、私といたしましては、去る四日に派遣された政府訪米団に当省の西川経済産業大臣政務官を参加いたさせました。また、その日に、米国の経済担当大統領補佐官のリンゼーさん、これは、月に私がワシントンを訪問したときにじっくり話し合つた方ですけれども、彼にも書簡を送り、また、カウンターパートであるこの方も会談を持たせていただきましたけれども、エバンス商務長官、そしてエイブラハム・エネルギー長官に対しても書簡を出して、アメリカのブッシュ大統領が表明されたようなことを反省して、そして、世界の非常に大きな環境問題ですから、これの再考を促したところでございます。

今後とも、私といたしましては、関係閣僚、特に川口環境大臣ともよく連携をさせていただきまして、米国の考えを注意深く聴取するとともに、引き続き米国に対して力強く働きかけていきたいと考えております。

また、委員御指摘のように、京都議定書に規定する我が国削減目標の達成は非常に厳しいものだと認識をしております。経済産業省といたしまし

では、これまで、省エネルギーの推進や産業界の自主行動計画の着実な実施等、各分野にわたる取り組みを積極的に進めてきているところでございますけれども、現在、産業構造審議会及び総合資源エネルギー調査会におきまして、我が国削減目標の達成を確実なものとするために、そのあり方について御審議をいただいているところでございます。

私といたしましては、米国の説得を含め、これらの検討結果を踏まえて、気候変動問題への取り組みと活力ある経済及び国民生活の両立に向けて引き続き全力で努力をしていきたい、このように思っています。

○山内(功)委員 では、石油関連法についてお尋ねいたします。

言うまでもなく、安定した経済成長やエネルギー安保を確立するためには、石油依存度、輸入依存度、そして特定地域への依存度を低下させることが重要でありまして、このことはオイルショックのときから指摘され続けてきたことだと思っております。しかし、現実には、石油依存度は下がったものの、欧米の水準に比べて高く、石油の中東依存度は、一九七三年度の七八％から低減するどころか、九九年には八六％へ逆に上昇しております。この間のエネルギー政策としては問題ではないでしょうか。自主開発政策で見れば成果を上げてこなかったこととあわせて、総括をさせていただきたいと思えます。

○平沼国務大臣 我が国は、過去の石油危機の経験を踏まえまして、非中東産油国からの輸入の促進や非中東地域における自主開発の推進等を通じまして、原油の輸入先の多角化努力を行ってまいりました。その結果、これは委員もよく御承知だと思えますけれども、石油の中東依存度は、一九八〇年代後半には一時期七〇％を下回る水準、具体的に申し上げますと、八七年、八八年は六七％台まで低下をいたしました。

その後、石油の需要が著しく伸びまして、原油調達先の数が一九七〇年の十五カ国から最近では

二十数カ国、このように拡大をしております。そういう中で、我が国の中東依存度はここ二、三年は八五％台、こういうことで上昇をしているところでございます。

その原因といたしましては、一つは原油の輸入先で、中東依存度を低くする、そういう形で、中国やインドネシア、このような非中東生産国からも輸入をしておりますけれども、これらの産油国のいわゆる経済上昇、そういうことによつて日本に対するそれらの国々の輸出量というのが減ってきた、こういうことも事実としてございまして、また、世界の石油埋蔵量の約三分の二というのがあの中東地域に集中している、こういうことで、どうしてもそこから入手しやすいという背景も、実はそういう石油需要の高まりの中であつたと思えます。

また、アフリカや中南米の産油地域と比較すると、中東地域は我が国からの距離が近くて、石油の輸送に要するコスト等の観点で、経済性の問題がありました。例えばアメリカがたぶん原油を輸入しているペネズエラ、これはちょうど南アメリカ大陸の大西洋側にある、こういう形で、その油を持つてくるということ、例えばパナマ運河を通るといふようなことになりまして非常に量的な制約があるし、また、逆に、南アメリカ大陸の南端を回つてくるといふと大変距離的に大きな問題があります。また、アフリカのアンゴラというような国からもいろいろな具体的な提案があります。

こういったことも将来的には取り組んでいかなければならないと思っておりますけれども、これまでの輸送コストの問題があるわけでありまして、これらについて、世界的な市場化が進む環境の中で必ずしも政策による対応では克服しがたい難しい面があるということも事実であります。

このような状況を踏まえまして、我が国としては石油依存度の低減に努めてまいりまして、今委員御指摘のように、エネルギー供給全体では石油の割合は第一次石油危機当時の七七・四％から五

二％にまで低下をしております。エネルギー供給全体として見れば、中東依存度の低減に一定の成果を上げてきたものと思っております。

しかし、やはり、諸外国はエネルギーのいわゆる供給先の分散を図つて実効を上げてきておりますので、我が国といたしましては将来的に、御指摘を踏まえながら、また、新しいエネルギーの導入等も積極的に図りながら、努力をさせていただきたい、このように思っております。

○山内(功)委員 エネルギー安保の確立のために備蓄の重要性について理解しているつもりでございます。しかし、一方、備蓄量をどこまで確保しておけばいいのかという問題もございまして、

現在、国家備蓄が五千万キロリットル、八十四日分、民間備蓄が四千五百万キロリットル、七十日分、合計約九千九百万キロリットル、七十七日分、合計約百六十日間の備蓄があるようですが、政府の方針だと、IEA加盟主要国の平均レベルを目指して今後五年間で五百万キロリットルを積み増しすると聞いております。

しかしながら、IEAの主要平均といつても、各国それぞれ事情が異なると思っております。とりあえず平均を確保していけばいいという問題でもないと思えます。三千億円のコストもかかるようですが、一体どこまで積み増しをすればいいのか、考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○中山副大臣 石油備蓄についての御質問でございしますが、国際石油市場の発達とともに、近年、石油の供給途絶等の緊急時の初期段階におきまして、市場の安定化等を目的として、国際エネルギー機関、IEA加盟国が協調して備蓄を放出するということの重要性が高まっております。

このような国際協調のための備蓄量をIEA加盟主要国と比較しますと、我が国の備蓄水準は、その平均を約五日間分程度、五百万キロリットル程度下回っているという状況にございます。

他方、我が国は世界第二位の石油消費国でありまして、欧米諸国と比較して、石油依存度、中東依存度が非常に高い。そしてまた、石油供給構造

も脆弱でありまして、IEA加盟国の協調行動によりまして享受するメリットは非常に大きい、このように考えられます。

このような観点から、平成十一年八月の石油審議会石油部会報告におきまして、IEA加盟主要国平均を下回らないように五百万キロリットル積み増すことを当面の目的としようという提言が行われたところでございます。

これらを踏まえまして、平成十三年度より国家備蓄の新規積み増しに着手することといたしたわけでございますが、御指摘のように、厳しい財政状況等も勘案いたしました結果、対前年度比で五十九億円の節減を達成いたしました。そして、一方で、国家石油備蓄百万キロリットルの積み増しを行うということにしたところでございます。

当面は五百万キロリットルの積み増しを目標としておりますけれども、その実施に当たりましては引き続き財政状況等も十分に勘案していきたい、このように考えておるところでございます。

○山内(功)委員 民間には備蓄量を軽減してほしいという意見もあるようでございますが、民間備蓄については今後どのように対応していけるおつもりなんでしょうか。

○中山副大臣 民間備蓄についての御質問でございしますが、先ほどもお話ししましたように、我が国の備蓄水準がIEA加盟主要国の平均を約五日間分程度下回っているという状況を踏まえまして、現時点におきまして民間の備蓄義務を引き下げることは適当でない、このように考えております。

他方、民間の石油備蓄義務は企業にとつて負担になっていることは事実でございまして、平成十一年八月の石油審議会石油部会報告におきましても、将来的には民間備蓄義務の軽減の可能性について検討していくことが適当であるとされているところでございまして、これらを踏まえまして今後検討していきたい、このように考えているところでございます。

○山内(功)委員 備蓄はいわば最後のとりでというところで、大変重要だと思つています。

しかし、これは考え方一つではないでしょうか。エネルギー安の考え方からいえば、論理としては、備蓄を積み増すということ、需要を減らしたり、あるいは石油代替エネルギーにシフトしていくということと同じことではないかと考えています。

したがって、仮に今日の備蓄レベルを妥当なものだとしても、私個人としては、備蓄にこれ以上金をつぎ込むより、例えば、クリーンな天然ガスあるいは非化石燃料にシフトしたり、省エネを進める方に力を入れた方がよいのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

○中山副大臣 石油がその利便性等から引き続き主要なエネルギー源であると見込まれる中で、その供給のほぼ全量を輸入している日本にとりまして、石油備蓄は今後もエネルギーの安全保障の確保を図る上で重要な地位を占めるものと考えております。

また、新エネルギーを含む非化石エネルギーや天然ガスにつきましても、石油依存度を下げ、エネルギー安全保障上も有効であるという観点から、その利用促進にも積極的に取り組んでまいります。その結果、我が国の石油依存度は、第一次オイルショックの前の昭和四十八年、七十七・八%でございましたけれども、現在では五二%まで低下しているところでございます。

今後、我が国のエネルギー安全保障を確保していくためには、このように、石油そのものの安定供給確保と、それによりまして石油依存度を下げることの取り組み、この二つをバランスよく講じていくことが重要である、このように考えておるところでございます。

○山内(功)委員 天然ガスについても少しお聞きしたいと思つています。

天然ガスは、昨年八月の石油審議会小委員会の中間報告で、「供給の安定性、地球環境問題への対応等の面における優位性があり、今後、その導

入促進を図っていくことが重要」と位置づけられております。

我が国では、一次エネルギー供給の中で天然ガスの割合は一二%、OECD諸国平均の二〇%に比べて低い数値でございます。数値目標という意味ではないのですけれども、今後、中期的に我が国としての程度の割合がベストミックスだと考えておられるのでしょうか。

○河野政府参考人 御指摘のように、欧米では一次エネルギー供給に占めます天然ガスの比率が平均で約二割ということでございますが、これは、それぞれ自国あるいは周辺諸国で生産される天然ガスを輸送するパイプラインが整備されている、そして、パイプライン沿線需要が増大する環境が整備されている、こういった理由によるものだろうというふうに思うのでございます。

一方、我が国では、国内の天然ガス生産は極めて少ないという状況にあります。現時点では、我が国周辺からの天然ガス供給もないということでございます。まして、天然ガスの利用は比較的成本の低いLNG形態で輸入の形をとっております。こうしたことから、天然ガスの一次エネルギーに占める割合は、十二年時点では約一三%ということでございます。

ただ、御指摘のように、まさに天然ガスの導入が、石油依存度の低下のみならず、中東依存度の低下、さらには他の化石燃料に比べても環境上優位性があるということで、この利用拡大に努めなければならぬと思つていますが、これがどの程度進めばいいわけのベストミックスと言えるのか、これは現在総合資源エネルギー調査会で検討させていただいておるところでございます。

○山内(功)委員 我が国では現在、ガスの利用方法として、発電が七割、都市ガスが三割と聞かれています。電力が多いわけですが、一方、発電用燃料の構成比でいいますと、石油二%、ガスが二〇%、石炭が一八%でございます。石炭あるいは石油を減らしてガスのシェアをふやす余地があるのではないのですか。

○河野政府参考人 電源構成についてでございます。一般論として申し上げて、電源設備の形成にはリードタイムがかなり長期にわたります。特に天然ガスにつきましては、燃料調達面でも長期契約をしなければならぬというふうなこともあります。なかなか短期的に柔軟に変動させるのが難しい側面があることは御理解いただきたいと思います。

こういった前提のもとで、天然ガスによる発電については、環境特性にもすぐれているということとでございます。ピークの供給力からベース供給力のすべての範囲にうまく対応する電源としてその開発を推進したいというふうに考えております。電力会社としても、こうした認識で天然ガス火力発電の開発に取り組んでいるところでございます。けれども、この導入に、私どもとしても期待をかけているところでございます。

○山内(功)委員 それでは、発電原価から指摘していきたくと思つていますが、キロワットアワー当たり、LNGが六・四円、石油が十・二円、石炭が六・五円となっており、発電原価からしても十分に他と伍してやっているのでないでしょうか。

○河野政府参考人 燃料選択につきましては、コスト面だけでなく、先ほども申し上げた御紹介しましたが、燃料調達上の、例えば、長期契約を求められることとか、発電所が既にあることなどを考慮せざるを得ない状況でございます。

今御紹介いただきました数字は、総合エネルギー調査会の原子力部会で平成十一年の十二月に御紹介をさせていただいた数字でございます。ただ、最近では、原油価格がさらに上昇いたしましたので、天然ガス価格もこれにつれて高くなっております。

また、現時点で、あるいは近い将来を考えたときに、天然ガスよりも石炭火力にどうも価格優位性が見られる状況があるように思つております。

○山内(功)委員 経済産業省としては、天然ガスの利用については、電力業界に、今まで、そしてこれからどのように理解を求めていく考えなのですか。

すか。

○平沼国務大臣 天然ガスを利用したLNG火力については、環境特性にすぐれ、また、近年の技術進歩の結果、改良型ガス複合発電、ACCと言っておりますけれども、これは熱効率が大幅に向上して、燃料コストが低減しているなどの特性を有しており、積極的な開発が期待されるものだと思います。

電力会社といつても同様の認識を有しております。当省としては、引き続き、地球環境問題への対応やエネルギーセキュリティ確保の観点から、天然ガスの利用拡大を図るべく取り組みを進めていきたい、このように思つております。

○山内(功)委員 しかし、そうおっしゃいますけれども、電力十社の出した「発電電力量構成の推移」という書面によりますと、石炭は、平成十二年度で一八%、これが平成十七年度には二〇%と、むしろふえていくことになっております。

COP3を踏まえて望ましい電源構成について総合資源エネルギー調査会で審議中と先ほどお聞きしましたけれども、電力会社の見通しでCO₂排出量の多い石炭がむしろふえるというのはちょっと理解できないことだと思つております。経済産業省として、この点をどう考えておられるのでしょうか。

○平沼国務大臣 電力会社が、毎年年度末に経済産業省に届け出る供給計画、各電源の経済性、供給安定性、それから運転特性及び環境特性といった点などを考慮いたしまして、必要な供給力を確保する計画となっております。御指摘のとおり、石炭火力の発電電力量に占める比率は、平成十一年度の一六・七%から、平成二十二年度には一八・五%に上昇しています。

また、去る三月六日に総合資源エネルギー調査会において提示があった基準ケースにおきましても、石炭火力のコスト面での優位性から、そのウエートが上昇するものと見通しているところであり、石炭火力は、燃料供給の安定性、経済性にすぐ

れているため、安定供給、供給コストの低減の観点からベース・ミドル供給力を担うものと期待されておりまして、引き続き電源としては重要だと考えております。

しかしながら、委員御指摘のように、CO₂排出抑制の観点からいいますと、どの程度のウェイトが適切であるかについて、今後引き続き検討していかなければならないと思っております。また、そのための必要な施策もあわせて検討しなければならぬと思っております。確かに今の計画の段階では御指摘の点がありますけれども、CO₂排出量との兼ね合いの中で、これから将来に向かって検討していきたい、このように思っております。

○山内(功)委員 それでは、天然ガスのサハリン・プロジェクトでは、LNGとあわせて、我が国で初めてパイプラインによる国際供給が検討されております。

先ほど引用しました石油審議会の中間報告では、「パイプラインによる天然ガス供給の経済性が確保される場合には、安全規制の整備を行うとともに、その実現に向けて、今後の事業実現可能性調査の見直し等も踏まえ、支援の必要性等を検討すべきである。」と述べています。

我が国のパイプラインの安全性は、他国と比べてかなり厳しい、もともと規制緩和をすべきだという議論もあるようでございます。しかし一方、我が国は地震国でもございます。必要な安全規制はしっかりとしていかなければなりません。経済産業省として、パイプラインの安全規制について、今後どのような検討とか整備を行うつもりか教えていただきたいと思っております。

○中山副大臣 サハリン天然ガスのパイプラインプロジェクトについては、現在行われております総合資源エネルギー調査会の石油分科会開発部会天然ガス小委員会の検討に際しまして、適用法規、技術基準について、国際基準及び我が国の実態を踏まえ検討すべきではないか等の議論が行われていることは承知しております。

また、本年三月三十日に閣議決定されました規制改革推進三カ年計画におきましても、「長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。」との記述がなされているところでございます。

サハリン天然ガスのパイプラインプロジェクトにつきましましては、現在、構想段階と聞いておりますけれども、今後経済産業省といたしまして、当該プロジェクトの具体的内容が明らかになるのを待ちまして、国際基準、我が国の実態等を踏まえ、パイプラインの安全規制に係る法規の適用及び技術基準につきましまして所要の検討を行ってまいりたい、このように考えております。

○山内(功)委員 それでは、メタンハイドレートの問題について少し伺いいたします。

メタンハイドレートの可能性について、我が国周辺には大きな埋蔵量が期待されており、天然ガスも将来、メタンハイドレートから供給されるようになるとも言われております。将来の可能性と技術開発の現状について伺いたいと思っております。

○河野政府参考人 御指摘のように、メタンハイドレートにつきましては、日本の近海で、我が国天然ガス消費量の約百年分に相当する埋蔵量が期待されるという試算もございまして、将来のエネルギースourceとして期待をいたしております。

私もこれはこれで、その賦存状況の把握ですとか、採取技術に関する調査研究を実施してきております。その一環といたしまして、昨年の一月でございまして、御前崎沖の試験掘を行いました。メタンハイドレートの存在を確認したところでございます。

ただ、メタンハイドレートは御案内のとおり、地層中に固体として存在するものでございまして、井戸を掘っても通常の天然ガスのように自噴はいたしませんものですから、資源としての利用については、掘削技術の開発も含めて、まだ基礎的な研究段階にあると申し上げざるを得ないと思

います。

今後とも、このメタンハイドレートの開発利用を目指して研究などに取り組んでまいりたいと思っております。

○山内(功)委員 大臣、エネルギーは戦略性が必

要だと私は思っています。総合資源エネルギー調査会の審議を待つという問題ではないと思つてい

ます。今までの質疑を通じて、最後に、大臣の決意のほどをもう一度お聞かせいただきたいと思

います。

○平沼国務大臣 確かに委員御指摘のように、エ

ネルギ政策というのは戦略性がなければならな

いと思つています。そういう意味で、人的資源だ

けで天然資源のない我が国というのは一生懸命に

エネルギーの確保に努めてきまして、私は、これ

までの歴史を振り返っても、ある戦略を持っ

てやってきたことは事実だと思つています。しかし、こ

れから二十一世紀に向かって、環境の問題があり

ますし、またいろいろな、石油資源が自国にな

り、そういう我が国の置かれた立場もござい

ますから、やはり今以上に戦略性を持つてや

つていかなければならないと思つています。

そういう意味で、産油国に対しましては、御指

摘のとおり一地域に偏ることなく、安全保障の見

地からやはり多角的に検討することもこれから強

力に進めていかなければならないと思つており

ます。また、ある意味では新エネルギーの時代で

ございますから、今ある天然ガスを含め、あるいは

太陽光発電、風力発電等々も含めてやはり総合的

に、日本のエネルギー安全保障のために戦略的に

多角的に検討していく、このことが重要だと思

つておりますので、御指摘を踏まえて、私どもも戦

略性を持つてやらせていただきたい、このように

思つています。

○山内(功)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 肥田美代子君。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

平沼経済産業大臣の石油備蓄法改正案に対する

趣旨説明を伺いながら、石油ビッグバンが進行し

ているなどという実感は持たしました。

八六年に石油製品の一部自由化されました。そ

してその後、九〇年には給油所建設指導が撤廃さ

れました。九六年には特定石油製品輸入暫定措置

法が廃止されました。だれでもガソリンを輸入で

きるようになったわけです。そして今回、規制緩

和の総仕上げといたしまして、石油業法の廃止が

提案されております。

政府内には当初、開発から流通までの一貫企業

を育てるという、いわゆる和製メジャーの設立の

意気込みがあったと聞いております。しかし、そ

グループを形成することは困難と考えられますけれども、しかし、経済性を重視しつつ、自律的に石油開発事業の維持、拡大を行うことのできる規模を有する中核的な企業グループの形成は、安定的供給を確保するという面から重要であると考えております。

このため、経済産業省といたしましては、今後、本法案の中で提案しております既発見油田の資産買収への石油公団の出資による支援や、あるいは石油公団が保有する石油開発会社の株式売却等によりまして、このような中核的な企業グループの形成に努めてまいりたい、このように考えております。

○肥田委員 今、和製メジャーが実現しなかった原因として、参入時期が遅かった、それから、産油国と歴史的な関係がなかったというお答えがございましたけれども、資本力が、過多そして過小な企業群に分散してしまったということもあるんじゃないですか。

○中山副大臣 御指摘のように、先ほど言いました参入時期の問題あるいは歴史的な問題もございしますが、投資規模が小さかった、あるいは分散していたというようなこともあったかと思っております。

○肥田委員 投資規模が分散したということなんですけれども、じゃ、どうして分散したのかと私は思うわけですね。要するに、機会均等主義で機械的に分けていかれたのか、それとも戦略的に、ここに大きくつぎ込めば大きく伸びるだろうという戦略があったのかどうか。どっちなんですか。

○平沼国務大臣 それは、それぞれの企業の体質というものがあつて、また、日本的なそういう一つの基盤の中でやはり集中的にできなかった、こういうことが私はあつたと思います。

そういう意味では、確かに、分散をして、そして集中的に大きなことが展開できずに、その結果、和製メジャーが育たなかった、こういうことが私は言えると思います。

○肥田委員 大臣、さらに、上流部門と下流部門が分割されてしまったということもありますね。欧米の企業なんかは、上流と下流が一緒になつて一つの企業をつくり出してきている。しかし、日本の場合、上流の方はどうしても小企業が賄つて、そして下流の方は割合に大企業が賄つてという分割が起こってしまったんじゃないかというふうにも思ふんですけれども、大臣、いかがですか。

○平沼国務大臣 実は、私の父親が大協石油というところでずっとサラリーマンをしていました。日本の石油業界というのは、戦前の一つの体制を引きずつてきた、そういう背景があります。そういう中で、群小の石油会社、それが程度集積をして、それなりの規模の石油会社になった。そういう中で、それぞれまとまつたところを守つていこう、そういう基本的な姿があつた。

したがいまして、今、上流が非常に弱小であつたということは、戦前からそういう一つの経緯が、私は、父がそこに勤めていたということを見ていて、そういうふうになつていっていただいています。

そして、戦後、石油というのが、エネルギーの中で主流を占めるに当たつて、また、自動車中心のいわゆるモータリゼーション、こういう中で、そこに大きなところが着目をして、そして、下流にはそういうところが非常に大きな地歩を築いた。

ですから、御指摘のような経緯があつたのではないかと、私はこのように思っています。

○肥田委員 それで、今大臣、お答えくださいましたけれども、要するに、上流部門については、リスクが多くてもうけが必ずしもないという考え方がありますよね。下流になつてくれば、精製部門である程度の利益は獲得できる。要するに、そういう何か、上流は危険があるぞという先入観というか考え方がもう固定しているんですか。

○松田副大臣 先生御案内のように、日本の場合には、おっしゃる通りに、上流部門、特に開発部門

というのがまことに小規模な石油開発会社である、これを何とかしなきゃいけない、まさにそういう課題を抱えていることはそのとおりでございします。

先ほど中山副大臣からも御答弁がありましたけれども、いろいろおくれ出たというふうな事情も手伝ひまして、産油国側からの要請で、プロジェクトごとに外国企業とコンソーシアムを、組まされるところといけません、大きく育つというよりも、それぞれの地域のプロジェクトごとに外国の企業と組んでやらざるを得なかったとか、あるいはまたプロジェクトのリスクをできるだけ小さくしたい、そもそも自分の力が弱いものですから。

そうすると、大きなところでどこかやるというよりも、そのプロジェクトごとに対応して、万が一うまくいかなかった場合、こういうお仕事ですから、探鉱という仕事ですから、必ずしも成功する保証というのは高くないわけでございます。

そうすると、小さくやつておいて、万が一失敗したときはそこで済ませよう、こういう力が当然働いてございします。そんなような事情も、日本の場合には、いわゆる上流部門という大きな開発部門を持つことができなかった背景にもなつておるわけでございます。

しかし、先生おっしゃる通りに、こんなことを続けておつては、まさに安定的な石油のものを確保するということではできません。そういう意味で、今回のこの改正法もお願いしているわけでございますが、中核的な企業グループというものをぜひつくつて大きくしていきたい、そこが開発も担当していく、上流部門を担当していくというふうな体制にぜひ持っていきたい。そういうことで、今回の改正もそういう考え方の中で生まれてきておるわけでございます。

○肥田委員 ぜひ過去の反省も含めて、しっかりとメジャーをつくつていただきたいと思つております。

日本は、石油の輸入と消費はともに世界の

トップクラスにあります。メジャーが生まれなかった要因の中に、石油業法による厳しい規制があつたからじゃないか、そういう考え方もあるわけですね。外資から日本の市場を守るという産業政策が、石油政策の面では、生産から輸入、精製、流通、果ては在庫管理に至るまで政府が介入して、そういう結果を生んでしまったわけでございますけれども、そのことによって石油産業の活力がさがりました。

石油産業の国際協力も高まらなかった、国際市場に影響力を持つ企業もあらわれなかった、こういう今日の状況が生まれているわけでございますけれども、これまでの保護と規制という石油政策の功罪についてどのように考えておられるか、お答えください。

○松田副大臣 これまでの石油政策の功罪という御質問であつたかと思いますが、石油業法につきましては、御案内と存じますが、貿易自由化あるいは外貨割当ての廃止に際しまして、脆弱でありました石油産業に重大な悪影響が及び、石油製品の安定的な供給に支障が生じてはいけないということで、昭和三十七年に石油業法を制定したわけでございます。

自來、石油業法に基づきまして精製業の許可制等、需給調整規制を実施してまいつたわけでございます。これによつて我が国に精製能力のある石油会社を育成することができたということは言えると思ひます。同時に、しかし、石油産業における競争がある程度抑制された、これも否定のしようのない事実であらうかとも思ひます。

今般、本法案におきまして、これまで累次にわたつて行つてまいりましたが、先ほど先生おっしゃつたとおりでございますが、規制緩和、自由化の総仕上げといたしまして、石油業法を廃止することといたしたわけでございます。これを契機として、一層の構造改革に向けて、石油企業の本当の意味の創意工夫あるいは企業自身の迅速な意思決定というものを促して、国際的な競争の中で石油の安定供給を担う強靱な力強い石油産業とい

うものを形成していきたい、そういう大きな期待のもとに今回の改正となったわけであります。

そういった意味では、改正後の新たな体制の中で、各産業界、関係者、我々経済産業省もそうでございますが、ぜひ力のある石油産業に育っていただきたい、こういう大きな期待をして本改正をお願いしているわけであります。

○肥田委員 今回の法改正では、石油公団の業務に、石油の採取、それから天然ガスの採取に必要な資金を供給するという業務を加えるとしております。

石油公団のもとにおける石油開発企業は、平成十二年十二月末現在、生産中、探鉱中、解散準備中含めて百八社あると聞いております。今回の石油公団法改正が成立すれば、また新しい企業の設立も想定されるわけでございますけれども、今でさえ石油公団の開発企業は乱立状態にございます。

投融資の選定に当たっては、たかさんの自主開発をという量的なものよりも、質的な側面を重視して投融資すべきだと思っておりますが、出資や融資を行う際の基準はどういうふうになっておりますか。

○中山副大臣 石油公団が出融資案件の採択を審査する際には、資源の賦存状況、経済性等について総合的に審査を行っております。

具体的には、油ガス田が成立するための地質の状況を評価した上での石油・ガス鉱床存在の確率、事業が成功した場合の収益率、事業の成功、不成功の確率及びそれぞれの場合の収益、損失を勘案した期待現在価値等を算出するというところで、プロジェクト評価の定量化を図っているところでございます。

なお、経済性の審査につきましては、平成十一年七月に、プロジェクトの担当部から独立して経済性を専門に評価します経済評価部を設置し、審査体制の充実を図っておるところでございます。○肥田委員 今おっしゃっていただきましたのは、まとめますと、たかさんの自主開発という

よりも、むしろ量的なものよりも質的な側面を重視していく、先ほども申し上げたんですが、要するに今までのように機会均等ではなく、やはり戦略的選択をしていくというふうに向ってよろしいんですか。

○中山副大臣 そのとおりでございます。

○肥田委員 国際舞台で、先ほど一番最初のお答えの中に、参入時期が遅かった、それから歴史的な関係がなかったということもおっしゃっていただいたんですが、もう一つ、交渉力、要するにバーゲニングパワーが日本になかったんじゃないか。

それは、後からももちろんお尋ねしたいと思うんですが、先ほどもお答えいただきましたように、要するに、事業規模が小さいものばかりがあるものだから、国際的には一つの企業と相手国と交渉するわけですね。ですから、一つの企業がもしも国際的に、欧米の事業規模の三十分の一だったりしたら、結局はその交渉力も三十分の一ということになりますので、今お答えいただきましたこともお考えいただきたいと思っております。

次に、石油公団は通産大臣経験者から通産省の恥部というふう指摘されておりました。大変不評です。今回の石油公団法改正につきましても、公団の延命策ではないかというふうな見方まであるわけですね。また、石油業法時代の終えんとともに石油公団の歴史的役割も終わったのではないかと、そういう声も聞こえております。

石油公団の存在理由はどこにあるとお考えか、そして、国民に信頼されるための公団改革のビジョンについて、見解を大臣から伺っておきたいと思っております。

○平沼国務大臣 石油公団は、石油の安定供給確保のために、大きく分けて二つの事業を実施いたしております。

まず、国家備蓄をみずから管理するとともに、民間備蓄に対する支援を行っております。また、自主開発については投融資、債務保証等を通じた

支援を行っております。この両方とも、我が国の石油安定供給にとつては重要な事業と考えているところであります。

かかる観点から、石油の安定供給のためには多様な調達手段を備えつつ、石油供給途絶等に備えた緊急時対応が必要でございます。石油公団の自主開発、備蓄事業についても、その安定供給上の意義を踏まえつつ、より効率的、そして効果的な実施に引き続き努める必要がある、このように思っております。

ただし、昨年十二月一日に閣議決定された行政改革大綱において、すべての特殊法人等の事業、組織全般を抜本的に見直す、こういうことにいたしております。

石油公団については、既に、プロジェクト審査、管理の充実、会計処理基準の改善、予算の効率化そして重点化、徹底した情報開示等を着実に実施しているところでございまして、経済産業省といたしましても、今後とも、石油公団が一層効果的、効率的な事業運営を行うよう指導するほか、行革大綱を踏まえまして、今後の組織形態のあり方について検討を進めてまいり、一部に御批判があるようございませうけれども、その御批判を払拭するような取り組みで臨んでまいりたい、このように思っております。

○肥田委員 一度失った信用はなかなか取り戻せないということもございしますので、ぜひもう大車輪で国民に信頼される公団づくりに尽力してほしいものでございます。

資源エネルギー庁は、石油公団の二〇三〇年までの最終損益見通しを、四千九百六十億円の損失から五千六百五十億円の利益と発表しております。損益見通しは原油価格や為替レートの変動で大きく変わってくると思えます。前提となる油価それから為替レートはどのように想定しておられるのか、また公団が抱える不良債権の処理はどう進めるおつもりなのか、お尋ねします。

○中山副大臣 石油公団の平成十一年度決算にあわせて発表されました長期損益見通しでは、御指

摘のとおり、四千九百六十億円の損失から五千六百五十億円の利益までが見込まれているところでございます。

この試算の前提となる原油価格及び為替レートの設定についてでございますが、これらの数値は御承知のように変動が激しいということで、幅を持った見方をすべきではないかということから、過去十年間の実績値の十二カ月ごとの移動平均により、上限、下限値を設定しております。

その結果、具体的には、原油価格につきましては、一九九〇年八月以降十二カ月の移動平均値である二十・七八ドルを最高値とする一方、一九九八年三月以降十二カ月の移動平均値であります十一・七五ドルを最低値としております。

為替につきましては、同様に、一九九〇年四月以降十二カ月の移動平均値百四十一・三〇円を円の最安値とする一方、一九九四年四月以降十二カ月の移動平均値九十三・二六円を円の最高値としております。

石油公団の損失につきましては、合理的かつ客観的に見積もることができ長期の一定期間において損失発生が見込まれる額を既に損失引当金として計上しております。その結果として、平成十一年度末現在では約三千五百億円の欠損金を計上しておりますが、今後、石油公団が保有する株式の売却を進めつつ、一層効率的、効果的な事業運営に努めることによりまして欠損金を縮小させていきたい、このように考えているところでございます。

○肥田委員 この際、私は、今後のエネルギー政策についてお尋ねしておきたいと思えます。

石油公団改正法でも、天然ガスの採取に必要な資金の供給が提案されておりますが、私は、今は石油がエネルギーの中心になっていっても、いつまでも石油の世紀が続くわけじゃないと思えます。石油エネルギーは無限ではありませぬ。試算によれば、あと百年で枯渇するということな計算も出ておりますけれども、この有限なエネルギーを、国民の間に地球環境の観点から石油にかわる新エ

ネルギーへの期待が高まっているわけだ。

二十一世紀から二十二世紀という長い見通しに立てば、今確かにエネルギー全体のわずかな数%にすぎない太陽光そして風力、地熱などの新エネルギーの開発も、本当に真剣に論議すべきでないといふときだと思ふのですけれども、政府の中ではどこまで議論が進んでおりますでしょうか。

○中山副大臣 太陽光発電あるいは風力発電などの新エネルギーは、エネルギー安定供給の確保、地球環境問題への対応を図る観点から、その開発導入を積極的に推進することが重要であります。現在、政府内では、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会におきまして、その支援のあり方について御議論をいただいているところでございます。

新エネルギーにつきましては、現時点では、既存のエネルギーと比べてコストが高いことや、特に太陽光、風力などの自然エネルギーは、気象条件に左右されるため出力が不安定であるといった課題がございます。

新エネルギーの導入実績は、一九九九年年度の連報値で一次エネルギー供給の約一%でございますが、現行の長期エネルギー需給見通しにおきましては、二〇一〇年度に約三倍の約三%とする高い導入目標を掲げているところでございます。このため、これまでも、政府としては、低コスト化、高性能化のための技術開発や新エネルギー設備の設置に対する補助を通じた導入促進に取り組んでおります。

今後の新エネルギーの政策のあり方につきましては、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会のお場を通じて、新たな導入目標を含め、さまざまな論点について検討を進めているところでございまして、このような観点を踏まえまして、新エネルギーの一層の導入促進を図るため、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○肥田委員 今、その導入に向けて一生懸命やっておりますというふうにお答えはしようだ

いしました。ただ、先ほどもおっしゃいましたように、太陽光、それからいろいろなことに対して、まだちょっと否定的なお考えも見えらるるに思えます。

大臣、どうなんですか。新エネルギーを本当に持つてこようという思いが省庁の中にあるのでしょうか。それとも、まだまだちょっと否定的なんですよ、クエスチョンマークが五個か十個かついているんだぞということなんですか。どっちなんですか。

○平沼国務大臣 今、中山副大臣から、現時点では一%、これを二〇一〇年には三%にしていきたい、こういうことであります。

確かに、今の風力にいたしましても太陽光発電にいたしましても、気候に左右されるところでコストが高い、こういう制約条件があります。しかし、欧米の例を見ますと、例えばドイツなどでは既に風力で五百万キロワットを超えているという実績も出てきておりまして、我が国としても、安全保障をエネルギー上確保する意味からも、やはりそういうところには力を入れていかなければならない課題だと思っておりますし、経済産業省それから資源エネルギー庁も、大変重要である、こういう同じような問題認識を持っておりまして、これから一生懸命コストの削減でございまして、この技術の開発といったことに努力をしていきたい、このように思っています。

○肥田委員 それに加えて、買い取りの義務なんかもやはりきちっと押さえていく、そういう政策にも立ち入っていただきたいと思っております。最後の質問であります。

既に百年間、私たちは化石燃料を使ってきました。残っている化石燃料はあと百年分だというふうな言われているわけですが、現世代あるいは子の世代、孫の世代だけで貴重な再生不可能な化石燃料を使い切ってしまう、これは許されないうわけでございます。国は、エネルギー政策の全体像をやはり国民に示さなきゃいけないと思うのですね。

さらに、私は思うのですが、子供たちにわかるように示していかなければならないと思うのです。子供たちが自分たちの頭で考えて、エネルギー政策について本当に理解をしたならば、私はライフスタイルも変わってくると思うのです。ですから、そのあたりをぜひPRしていただきたいと思うのです。

それで、先日、産業技術と子供たちということで大臣からお答えをいただいたしましたけれども、今度は、それこそエネルギー政策についても子供たちとしっかりと対話を続けていく、対話を始めていく、そういうことをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでございますか。

○平沼国務大臣 大変重要な御指摘だと思います。そういう意味で、やはりエネルギーをいかに有効に使うか、そしてまた、こういう地球環境が二十一世紀の最大の課題になっているときに、エネルギーに対して若い小さな世代が問題意識を持つということとは、これははかり知れない効果を持つものだと私は思っています。

そういうことで、経済産業省といたしまして、今御指摘の点を踏まえまして、文部科学省等とも連携をとりながら、そういう啓蒙、PRといったことに努めていかなければならない、このように思っています。

○肥田委員 ありがとうございます。終わります。

○山本委員長 土田龍司君。

○土田委員 自由党の土田でございます。似たような質問になつてしまつたのですが、党として、基本的なことからまず伺いをしてまいりたいと思ひます。

我が国の石油産業は、長年にわたつて石油業法に基づいた各種規制によつて縛られてきたというふうな思ふのですが、昭和六十年代以降の日米貿易不均衡問題や国の行財政改革の動きなどを背景に逐次規制緩和が行われるようになり、特に平成八年三月の特定石油製品輸入暫定措置法の廃止に

よるガソリン、灯油等の石油製品の輸入自由化によつてこうした流れは決定的なものになつてきたと思ひます。

今回の法改正は、一連の石油産業に対する規制緩和のいわば総仕上げのように思われるわけですが、今回の法改正の歴史的な位置づけと、今後の石油政策の基本方針について、まず政府の見解をお尋ねします。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。これまで、我が国の経済社会活動の基盤である石油の安定供給を確保するため、石油業法に基づく精製業の許可制、需給調整規制を実施してまいりました。

こうした規制については、段階的に緩和をしてきております。昭和六十年以降実施をしてきておりまして、本法案においては、安定供給を担う我が国石油産業の一層の効率化を促して、強靱な石油産業の形成を図るため、これまで累次にわたつて行つてまいりました規制緩和、自由化の総仕上げとして、石油業法を廃止することにいたしましたわけでありまして。

これとあわせまして、石油の安定供給の確保のため、石油備蓄法を改正いたしまして、緊急時に対応するための制度を強化するとともに、自主開発政策を促進いたすために、既発見油田等の資産買収案件に石油公団が出資による支援ができるように、石油公団法を改正することにいたしているわけでありまして。

政府といたしましては、今後とも石油の備蓄の保有、産油国との関係強化、自主開発原油の確保等を推進するとともに、石油産業の構造改革や環境問題の取り組みへの支援を通じ、石油の安定的かつ効率的な供給の確保に努めてまいりたい、このように思っています。

ういう自由化の中で、我が国もそれに対応し、そして新たな二十一世紀に向かって体制を整える、こういうことで今回石油業法を廃止いたしまして新たな体制で臨む、このようにさせていただいたわけでありませう。

○土田委員 今回の法改正によって石油業法を廃止して、規制緩和の推進と市場原理の導入を行うというわけでございますが、その一方で、石油の安定的な確保のために備蓄の重要性を強調することによって、石油備蓄法において一部規制を強化しているわけでございます。これは見方によっては、石油業法時代の規制の一部を残すことのように見えます。

今回の法改正では、石油精製業者は許可制から届け出制に規制緩和され、石油販売業者は従来どおり届け出制が続くこととなりますが、石油輸入業者については届け出制から登録制へと規制が強化されているように感じられるわけですね。

政府において規制緩和を推進しているという方針を今聞いたわけでございますが、今改正で新たな登録制度を導入し、輸入業者だけ規制を強化するのはどういう理由か。あるいはまた、石油輸入業者が備蓄タンクを利用する権限を有していない場合には登録を拒否することも可能なのではないかと、精製・販売業者についてはタンク能力の義務づけが行われていない、これはなぜでしょうか。二つについてお答えください。

○松田副大臣 御案内のように、平成八年に石油製品の輸入が自由化されました以降、石油製品の輸入量が増加する中で、残念なことでございますが、石油の備蓄義務を履行しない石油輸入業者が増加しております。

これは石油精製業や石油販売業と異なりまして、石油の輸入という行為自体は、何ら生産設備や貯蔵設備、いわゆるタンクなどの実体を有することなく行うことができるわけでございます。そういうことから、備蓄義務を履行することなく容易に石油輸入業を廃業できることによるものであるわけでありませう。

こういったことから、石油輸入業者における備蓄義務履行を担保するための必要最小限の規制というところで、石油輸入業者が石油の備蓄義務を履行する能力があることを事前に確認できる登録制というものを導入させていただこうというものでございます。

このように、今般の登録制の導入は、先生おっしゃる通りに、従来に比べれば石油輸入業に対する規制の強化とはなるわけですが、現に生じている備蓄義務不履行という問題に対処するためのものとして、市場への参入や競争の制限そのものを目的としたものではございませんので、必要なことを実現するための必要最小限の措置として、私もこうさせていただいたわけでございます。

○土田委員 石油業法のこれまでの運用の歴史を見ておきますと、新備蓄法における登録制度においても、法運用においても、届け出に対する不受理や判断保留等、行政による恣意的な運用が行われることで引き続き参入規制行政が行われることも懸念されるわけですね。

現在行政手続法等の制度が整えられておりますけれども、届け出制や登録制が石油業法時代のような参入規制のための道具として使われないということが言えるでしょうか。もしそうであれば、政府の新法の運用方針をあらかじめ明確にするべきだと思つておりますが、どうでしょうか。

○松田副大臣 今お話ししております改正法案では、石油の備蓄義務の履行を担保するために必要最小限の規制として、石油輸入業者が石油の備蓄義務を履行する能力があることを登録制により、ただいま答弁させていただきましたように、事前に確認させていただく。具体的には、これは備蓄義務を履行できるだけの貯蔵設備を確保していることが要件であり、かかる要件は外形的かつ客観的で、行政の恣意や裁量の入る余地はないものと思われませう。

また、タンクは必ずしもみずから所有する必要はなく、賃借等の契約に基づいて使用できればよいこととしておりまして、備蓄義務を履行する意思のある者であれば当然かつまた容易に手当て可能な措置でございます。

一方、石油精製業者等の届け出制につきましては、緊急時に備えまして、平時からその所在等必要な情報を把握しておくためのものでございませう。

このように、今回の改正法の登録制あるいは届け出制は明らかに参入規制といったことを意図したものではありませんで、またそのような運用をいたすなどという考えは毛頭ございません。

○土田委員 エネルギー安定供給の確保は重要課題ではありますけれども、輸入業の登録制度や精製業者の届け出制による非常時対応という制度への移行という今回の改正に当たりまして、エネルギー分野において最近大きな流れとなつてきているエネルギーの自由化問題、これについて、石油に関連するだけで結構ですが、政府の見解をお願いします。

○松田副大臣 石油は御案内のとおり、我が国一次エネルギーの供給の過半、十一年度でも五二％を占めておりまして、その経済性、利便性から、今後とも日本にとりまして主要なエネルギーであることは当然のことでございます。その安定供給の確保は引き続き極めて重要な課題でございます。

このため、我が国といたしましては、省エネルギーの推進、先ほど来から御議論のあります新エネルギーの開発や導入あるいは原子力、天然ガスの推進といったことにより、石油依存度の低減に取り組んでまいります。同時にまた、約百六十日分の石油備蓄の保有、産油国との関係強化、自主開発原油の確保等、多様な安定供給策を推進しております。

また一方、今お話しのように、市場原理を活用することによりまして、我が国石油産業の一層の効率化を促すことは、我が国のエネルギーコストの低減に資するのみならず、強靱な石油産業を育成していきたいということにもつながるわけでございます。

ございまして、安定供給上の意義もまたあると考えられるわけでございます。

○土田委員 石油公団が実施している国家石油備蓄は昭和五十三年度から開始され、平成九年度末には当面の目標であった五千万キロリットル体制を達成いたしました。これまでに国家備蓄に総額でどれだけの国費を投入してきたのでしょうか。また、国家備蓄の維持管理に要する費用は、現在、一年間どの程度となっておりますか。

○松田副大臣 国家石油備蓄事業につきましては、昭和五十三年度から平成十一年度決算まで、決算ベースで総額約四兆五千億円の予算を投入させていただいたございました。

また、国家石油備蓄事業における直接の維持管理費用につきましては、平成十三年年度予算におきまして合計約二千五百八十八億円となつております。直接の維持管理費用の内訳を申し上げますと、国家石油備蓄基地における維持管理費用約千四百七十七億円、国家備蓄原油の一部を民間タンクを借り上げて貯蔵するための費用約三百八十億円、国家備蓄原油購入資金に係る利払い金約三百七十億円となっております。

○土田委員 国家備蓄の運営の現状を見ておりますと、石油備蓄株式会社は八社あるわけですが、ほぼ各石油備蓄基地ごとに設けられて、その建設から運営までを一貫して請け負っているわけですね。この石油備蓄会社の財務状況を教えてください。また、この石油備蓄基地の現地でなく東京の等に置いておる、この辺のことも含めてお尋ねいたします。

さらに、このような備蓄会社をほぼ基地ごとに設立した考え方、さらに、石油備蓄会社が、本社をすべて備蓄基地の現地でなく東京の等に置いておる、この辺のことも含めてお尋ねいたします。

○松田副大臣 国家備蓄会社は、先生御案内のように入通の株式会社にございませう。当然のことながら、適正な原価をもとに算定された基地利用料収入により運営されており、また、営利も目的としていないため、収支はバランスしております。

なお、各社の事業、設備の状況、財務諸表等経理の状況につきましては、当然のことながら通常の株式会社同様、有価証券報告書により一般に開示されております。

国家備蓄会社が基地ごとに設立されている点については、基地を建設するに当たりまして、立地地点ごとに、地元との関係を含め、当該地域で事業の経験のある民間企業の出資や人的、技術的支援のもと建設、運営を行うことが適切との判断のもとに、各基地ごとに国家備蓄会社を設立したものであります。

国家備蓄会社は、建設段階におきましては、資金調達等についての石油公団、中核民間企業、あるいは建設・設計企業等との調整業務を円滑に実施する必要から、東京に本社を置いていたところでございます。しかしながら、今後は、地元官庁、経済界、地元住民等との調整、連携による基地の安全かつ効率的な運営及び緊急時の円滑な払い出しに業務の中心が移るわけでございますので、複数の基地を有する日本地下石油備蓄を除く七社につきましては、平成十四年度末までに地方移転を実施する予定といたしております。

○土田委員 現在のような我が国の厳しい財政状況下にあつて、たとえセキユリティーに関する政策であっても、その維持管理経費等については最大限の効率性、経済性の追求が必要であるわけですから、その費用対効果は厳しく問われなければならぬと考えておりますが、国家備蓄の費用対効果に關してこれまでどのような分析を行い、あるいは具体的にどのような費用削減等に努めているのか、お答え願いたいと思います。

それからまた、もう一つ、石油備蓄会社は効率的に運営されていると主張されているわけですが、その根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○松田副大臣 備蓄事業の効率性の御質問であつたわけですが、中東情勢やアジア地域の石油需要の増大等、石油をめぐる情勢が依然として不安定であることを踏まえ、今後とも、我が国のエネルギーセキユリティーの確保を図る上で、国家備蓄は引き続き重要な位置を占めるものとまず考えております。

国家備蓄事業を実施するに当たりまして多額の費用を要しているのは事実であります。I E A加盟国の一員として九十日備蓄義務を履行するためには、民間備蓄のみならず、国家備蓄事業を実施することが必要であります。また、九〇年の湾岸危機や最近の原油価格高騰の局面におきまして我が国で大きな混乱が生じなかつたことにつきましても、私どもとしては、備蓄による効果が大きかつたのではないかと考えております。

経済産業省といたしましては、できる限り効率的に国家備蓄事業を進めていくことは当然のことでありませう。そういう認識のもとで、これまでもコスト削減に鋭意取り組ませてきていただいていたところだと申し上げたいと思ひます。

具体的には、民間余剰タンクの有効活用、国家備蓄会社の効率化、規制緩和の実現による国家備蓄基地施設の検査費用の軽減、調達金利低減努力等によるコスト削減を図らせていただいていたところでありませう。

その結果、近年におきましては、国家備蓄基地建設の終了に伴う減価償却、借入金償還の進展等もあり、平成八年度予算三千四百十四億円をピークにいたしまして、平成十三年度予算では二千七百三十億円へと国家備蓄予算の減少、その効率化を達成してきたところでございませう。

言うまでもございませうが、今後とも、国家備蓄事業のコスト削減にさらに一層鋭意取り組んでまいりたいと思ひます。

○土田委員 今後さらに五百萬キロリットル程度の国家備蓄の積み増しが検討されているという答弁が先ほどからございましたけれども、今後とも五千萬キロリットル体制を維持し続けること、ま

た、新たに五百萬キロリットル積み増すことが本当に適切なかどうか、十分な検討を行う必要があると考えているわけですが、これまで具体的にどのような検討がなされてきたのか、お答えください。

○松田副大臣 五百萬キロリットルの積み増しの件についての御質問でございますが、国際石油市場の発達とともに、近年、御案内のとおり、石油の供給途絶といった緊急時の初期段階において、市場の安定化を目的といたしまして、I E A、国際エネルギー機関加盟国が協調して備蓄を放出することの重要性が高まってきました。

こういった国際協調のための備蓄量をI E A加盟主要国と比較いたしますと、我が国の備蓄水準は、その平均を約五十分程度、つまり五百万キロリットル程度に相当するわけでございませうが、下回っている状況にございませう。

他方、言うまでもありませんが、日本の国は世界第二位の石油消費国でありませうが、欧米諸国と比較して石油依存度、あるいは特に中東依存度が高いわけでございませう。石油供給構造もそういう意味で脆弱でありませう。I E A加盟国の協調行動により受けるメリットはまことに大きいものが我が国にはあると存じます。

こういったことを思ひますと、平成十一年八月の石油審議会石油部会報告におきまして、今申しましたような状況を考えまして、五百萬キロリットル積み増すことを当面の目標とすべきとの御提言をいただいたわけでございませう。平成十三年に於いて、国家備蓄五百万キロリットルの積み増しをその御提言を受けて行うこととしたところでございませう。

○土田委員 ちよつと最後に大臣にお伺ひしたいんですが、いわゆる天下りの問題です。

石油備蓄会社への天下りの実態を聞きたいと思ひますが、監督官庁から国の出資先への天下りに対して、非常に国民からは厳しい目、批判の目が向けられております。今回もまたどうもそういう雰囲気があるんじゃないかという国民の

疑いがあるわけでございませう。まず、この天下りに対する実績といたしまして、どういった人たちがどのくらい天下つておられるのか、政府の見解について、あるいは今後の方針についてお尋ねします。

○平沼国務大臣 お尋ねの国家備蓄会社における当省出身者は、平成十三年の四月現在で、役員総数五十九名のうち十名となっております。国家備蓄会社におきましては、巨大な施設や大量の原油を火災、油濁防止に細心の注意を払いつつ、各種法令を遵守して維持管理をする業務に加えまして、地域社会や関係機関との連絡調整という重要な業務があることから、このような業務内容に応じまして、個人としての経験でございませうとか能力等に基づいて適材適所で人材が配置された、このように認識しております。

今御指摘の、今のこの風潮からいまして、役所からの天下りというのが国民の皆様方に批判を浴びて、そういうことは大きく受けとめなければならぬと思つておりますけれども、国家公務員の再就職を含めた退職管理のあり方につきましまして、公務員のライフサイクル全般にわたる問題として公務員制度の全般の見直しの中で検討していくべきもの、このように考えております。国民の世論というものを私たちは尊重しつつ、そして、今申し上げた公務員のライフサイクル全体の中でやはりこれから厳しくやられていかねければならない問題だ、このように思つております。

○土田委員 この天下りの件はきのうきょうの話じゃないわけですね。昔からいまして、何十年も前から非常に批判が多い。今大臣がお答えになりましたように、公務員のライフサイクルの中から全体的な見直しをしなきゃならぬということになると、ちよつと時間がかかり過ぎるような気がするんです。昔から言われているんですから。この備蓄会社への天下りがまだ通常行われている、これからは行われるということについてはどうでしょうか。

○平沼国務大臣 今御報告いたしましたように、

実数としては十名、そういうことになっております。そして、これから、行政改革、そして公務員、そういった問題に関して非常に政府も挙げて取り組む、こういうことになっております。

確かに、公務員のライフサイクルの面からいいますと、多少時間がかかる問題だと思っておりますけれども、しかし、公務員が今までそういう流れの中できて、そしてやはり公務員自体のやめた後の生活ということも考えますと、やはり迅速にやらなければなりませんけれども、公務員全体の処遇の面から、ライフサイクルの観点から、迅速にやるということを目指して私どもは検討しなければならぬ、このように思っています。

○土田委員 余り進展しない話でございますし、非常に天下りの問題が言われて久しいわけでございますけれども、ある程度のところ結論を出すような方向に行つてほしいと思います。

以上で、時間が来ましたので、質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時五十九分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。石油業界のさらなる自由化の中で、今後さまざまなことが予想されるわけでありまして、私は、きょう、とりわけ地域での石油製品の安定的な供給にこれまで重要な役割を果たしてまいりましたガソリンスタンド、SSの問題について質問をしたいと思っております。

まず最初に、エネルギー政策上、いわゆるガソリンスタンド、SSは、今申し上げたように、歴史的にも、またこういう石油製品の安定的な供給という点でも極めて重要な役割を果たしたと思えますけれども、このSS、ガソリンスタンドの位

置づけについて、大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 大森先生にお答えをさせていただきます。

石油製品販売業は、ガソリン、軽油、灯油等の石油製品を消費者に対して直接供給する立場にありまして、消費者のニーズを的確に把握しつつ、できるだけ効率的に石油製品を供給することが求められている一方、緊急時においても消費者に対して石油製品を安定的に供給する、こういうことが期待されております。

このような意味で、石油製品販売業は、我が国における石油製品の効率的かつ安定的な供給を確保する上で重要な役割を担っているという産業だ、このように認識しております。

○大森委員 今大臣からお話がありましたけれども、私も、ガソリンスタンドがなければ地域社会がうまくやっていけないというほど、本当に重要な役割を果たしていると思うわけであります。特に、最近が高齢化社会などの中で、灯油などを配達するという面でのガソリンスタンドの役割、利便性の確保という点でも大いに貢献をしているのではないかと思います。

しかし、最近のこのSS、ガソリンスタンドは、これは政府の統計でも九六・八%が中小企業と、極めて中小企業性が高い。しかも、その経営がかなり厳しい状況に今直面しております。廃業が相次いでいる。午前中にもお話がありましたけれども、とにかく五年間で五千軒閉鎖をするという状況で、これはもちろんこの間のセルフサービスのSSなどの新規開業も加えたものでありますから、実際に廃業者の数というのはそれをさらに上回る状況にあると思うのです。

なぜこのように減少しているのか。この原因は一体どこにあるのか。さらには、こういう状況をどのようにごらんになつておられるのか。あわせて大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。委員御指摘のとおり、今石油販売業者というの

は大変厳しい局面に立ち至つておられることは御指摘のとおりだと思っております。

平成八年の特石法廃止による輸入自由化等に伴うガソリンの大幅の低下がございました。例えばレギュラーガソリンで比較をしてみますと、平成六年に百二十二円ぐらいであったものが現在は百四円になつておられる。こういうことで大変厳しい環境にあるということが言えると思えます。また、そういう背景から、全国のガソリンスタンドの数も、平成六年時には六万軒を数えるピークにございましたけれども、平成十一年は、今御指摘のよう五千軒減つて五万五千軒になつておられる。こういうことで推移しているなど、石油製品販売業は厳しい経営状況にある、そのように認識をいたしております。

他方、厳しい経営環境の中においても、販売業の経営効率化が顕著となりまして、事業者によつてはカーケアビジネスへの事業多角化等を通じて、経営の安定化、収益の向上を図っている事例も見られますけれども、やはり総体的には厳しい。

そういう中で、政府といたしましては、いろいろな面でその支援をしていかなければならない、このように認識しております。

○大森委員 なぜ減つておられるのかという点での解明という点で、とりわけ今効率一辺倒、とにかく数を減らせばいいのではないかとというような姿勢あるいは政策があるのではないかと。これまでも石油業界では業界再編による効率化、いわゆる三つの過剰、精製能力、SS、人員とこの三つの過剰を整理するというところで、人員の削減やら製油所の統廃合がこの間進められてまいりました。こういう面をしっかりと見る必要があるのではないかと思います。

この点で、これは全国石油商業組合連合会会長の関正夫さんが「エネルギーフォーラム」という雑誌の中で端的に喝破しておられるわけなんです。元来は自分で系列の枠を強くすることによつて収益を吸い上げておいて、石油製品がもうから

ないから他のものを販売して暮らしを立てなさいと言ふ、そんな理屈はないですよ、こういう形で指摘をされておりますけれども、確かにそういう側面があるのではないかと思います。

今、とりわけ小規模のSSが大変厳しい状況に置かれておられる。経営改善等々もあるわけなんです。これを支援するためにどういふことが出来るのか、どういふことをしていきたいのか。午前中、これは大臣から答弁がありました。大きく言つて、公正な競争の環境の確保、油外収入の拡大への指導、そして閉鎖についての補助ということと、このSS支援の予算、総額で二百十億円ぐらい。その中でSS閉鎖の応援が約七割を占める、百四十億円。

私も、この間SSの経営者何人かの方からお話を聞きました。息子にできればこの仕事をやらせたいと思つておられるわけなんです。閉鎖への支援が予算の七割を占めるという状況では、孫に継がせようというような展望を持てる対策にならないのではないかと思います。

そこで、そういう展望の持てる支援策、具体的な策を本当に行ふ必要があると思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○河野政府参考人 先ほど大臣からも御説明させていただきましたように、確かに総額で平成十三年度、二百十億円の予算を用意させていただいておられるわけでございます。この中には、先生御指摘のように、百四十億円のスタンドの施設の撤去に対する支援がござります。

ただ、これも、撤去いたしますことによつて幾つかあったスタンドのうちの一つを整理する、それによつて全体として、その企業、数カ所の石油スタンドを経営しているのであれば企業体質が強化されるというようなことも念頭に置いての措置でございます。これ以外に、構造改善をやつていただくための利子補給事業でございますとか構造改善をやつていただくことを円滑にするためのマーケティングなどへの御協力ですとか、そう

いったことで支援をさせていただいているところ
でございます。

できるだけ細かにやってまいりたいと思ひ
ます。

○大森委員 先ほど申し上げましたように、SS
業者の実態を私も聞いてまいりました。あるSS
の御主人は、とにかく切り詰めるところは全部切
り詰めた、今まで人を使っていたのも全部やめ
た、兄弟三人でやっているけれども三人分の給与
も出ない、やめられる人はまだいい、売掛金、買
掛金、やめるにもやめられない状況だということ
です。先ほどもお話がありましたし、しました
が、こういう地下タンクの放置防止事業、つまり
閉鎖に当たつてのパンフレットばかりを送つてく
る、早くやめなさいと言われているやうだと、こ
の方は苦笑して言われたわけでありますけれど
も、SSの現状はまさにそういうことになってい
る。このことをぜひ知っていただきたいと思ひま
す。

今の私がお会ひしたこのSSの方は、月間の販
売量は少ないのですけれども、長年続けてきたSS
なのでこれからも続けたと。しかし設備を更
新する手持ち資金もない。経営多角化とか業種転
換のための対策もいろいろあるわけなんです、
補助金といつても自己資金がない、あるいは融資
といつても無利子ではないということで、そうい
う厳しい状況もお話しになっておりました。

特にその中で一番言われていたのは、きよう午
前中に話もありました不当販売、差別対価の問題
であります。とにかくよそのSSの販売価格を見
ていると自分のところの仕入れ値、仕切り価格の
わずかに数円しか上乗せしていない。本場にあれで
やっていけるのだらうかというところにやはりお
客がどんどん吸い込まれていくという状況を日々
見ているわけであります。

そこで、これに関連して幾つかお聞きをします
けれども、まず、一九九八年八月、中小企業庁
が、これは設置法に基づいて、不当販売の取り締
まりの強化を公取委に要請いたしました。その中

で中小企業庁が指摘した中身は、一つは激しい価
格競争、それによるSSの閉鎖、コスト割れなど
の不当販売、差別対価、元売の仕切り価格等の不
透明性、こういう点を指摘されております。これ
は九八年でありますけれども、これらの点はこの
間改善をされたでしょうか。

○河野政府参考人 先生御指摘のように、平成十
年の八月、当時通商産業省でございますが、公正
取引委員会に対しまして、中小企業庁設置法に基
づいて、不当販売に対する迅速な処理及び実効性
のある厳格な取り締まり、並びに差別対価に対す
る厳格な取り締まりを要請させていただきました。
その後、公正取引委員会では、この要請も踏ま
えていただきまして、事案処理の迅速化に努めら
れた結果、処理に要する期間は、従来の四ないし
五カ月でございましたものが二カ月程度にまで短
縮されたというふうに承知をいたしております。
この間、臨時の措置というところでございました
が、私も、きようの御質疑でもございました
ように、人員も出させていただし、お手伝いを
させていただいたというやうなことでございま
す。

ちなみに、石油製品についての不当販売の注意
案件の数でございますが、平成十年度の百八十五
件から、平成十二年度には百十件に減少したとい
う記録になっております。

また、差別対価につきましては、公正取引委員
会が平成十一年の十一月に、独占禁止法上問題と
なり得る卸価格あるいは取引条件の差別的取り扱
いに関する判断基準、いわゆるガイドラインとい
うものを策定、公表していただいております。
私も、もといたしまして、今後とも公正取引委
員会と連携をさせていただいて、不当販売、差別
対価問題、こうした不正競争の是正に取り組む
ことを考えておりますし、また、問題となるよう
な事案について、差別対価ガイドライン、策定し
ていただきましたこのガイドラインを活用させて
いただいて、積極的に公正取引委員会に申告が出
るよう石油販売業界にも働きかけてまいりたい

と思つていところでございます。

○大森委員 一九九八年に中小企業庁、資源エネ
ルギー庁が指摘をしたこういう差別対価やら不当
販売の問題、今お話もありましたけれども、個々
の点で改善点がなければもちろんこれはうそにな
るわけで、当然あるわけなんです、しかし全体
として、今SSの皆さんが一番何とかしてほしい
と思つている差別対価と不当販売の問題ではむし
ろ事案は拡大しているのではないかと。

現に、これは昨年の九月二十六日でありますけ
れども、全国石油商業組合連合会、全石連から
「独占禁止法違反事案に対する厳正な対応と実効
性のある措置について」という要望が公正取引委
員会に出されているわけであります。

この中で、不当販売を行つてゐる事態を改善す
る特別措置をとるよう重ねて要求をされている。
その中で、例えば、これはお話もありましたけれ
ども、一度注意を受けた者がさらにまた独禁法に
違反するやうな行為を繰り返す、こういう者に対
して、累積点数制とこの要望書の中で述べておら
れますけれども、こういう要望に対して、公正取
引委員会それから資源エネルギー庁、何らかの措
置をとる必要があるのではないかとと思ひますが、
いかがでしょうか。それぞれからお答えいただき
たいと思ひます。

○根来政府特別補佐人 午前中も御質問に答えま
したように、私も、このガソリンの不当販売
に限らず、いろいろの不当販売行為が行われてい
るという情報があるわけでございます。これをど
のようにして取り締まるかという問題と、その取
り締まるエネルギーをどういうふうに集積してい
くかという二つの問題、それから不当販売と本
当の販売との境といふことが、その境をどうする
かという三つくらいの問題があるわけでございま
す。

不当販売と販売の境につきましては、この要望
書にもありますように、明確化ということを図る
ように努力はしているわけでございますが、何分数
値的に明確にすることがなかなか難しいわけでござ
います。

また、差別対価のガイドラインにつきましては、
私も、私ども、業界に周知徹底を図りながら、これ
を有効に活用していきたいというふうに思ひわけ
てございますが、具体的な独禁法の運用あるいは
そのペナルティーのあり方につきましては、公正
取引委員会の御判断を待ちたいというふうに思ひ
ます。

ございます。一方で、消費者の利益ということも二
律背反にあるわけでございますので、こういう
問題について、今酒類についてはいろいろ御指導
を得てガイドラインをつくつておりますけれども
も、順次こういうガイドラインをもう少し業種別
に明確にしていきたい、こういうふうな思つてい
るわけでございます。

それから、二つ目の問題は、こういう問題はや
はり人間の問題でございますので、人が足りない
という問題がどうしてもあるわけであります。そ
れで、これも午前中お話がありましたように、従
来の通産省から応援をいただいて、いろいろ人手
の方も力をかりてゐる。また、業界の実情につ
いても、従来の通産省からいろいろお知恵を拝借
しておるということもございますので、これから
も経済産業省といろいろ協力しまして、御納得の
いくやうな行政に努めたい、こういうふうな思つ
ております。

なお、その事案の数でございますが、これも午
前中申し上げたように、毎年ふえてゐるわけでござ
います。最近、原油価格の高騰ということでも
若干減つてゐるという傾向にございます。

○大森委員 累積点数制と業界の方がおっしゃつ
てゐる、繰り返しのそういう業者に対しての指導
なり行政措置について、資源エネルギー庁の方に
お願いしたいし、公取の方にも見解をお聞きした
と思ひます。

○河野政府参考人 先ほど申し上げました、私
どもはこの不当販売について、公正取引委員会の
厳格な独禁法の施行について、できるだけ御協
力はさせていただくというところでお願いをする立
場でございます。

また、差別対価のガイドラインにつきましては、
私も、私ども、業界に周知徹底を図りながら、これ
を有効に活用していきたいというふうに思ひわけ
てございますが、具体的な独禁法の運用あるいは
そのペナルティーのあり方につきましては、公正
取引委員会の御判断を待ちたいというふうに思ひ
ます。

○橋崎政府参考人 御指摘の累積点数制についてでございますけれども、私も、申告がございましたら、原則二カ月以内に迅速に処理をする、早く不当販売のおそれのあるような行為をやめていただくということで、迅速処理をしているわけでございます。

あくまでも迅速処理ということでございますので、注意ということをやっているわけでございますけれども、注意は違反であるとかあるいは違反の疑いがあるというものではございませんので、注意を何回受けたから次は警告にいくとか法的措置をとるといふふうなものにはなじみにくいのではないかと思っております。

むしろ繰り返し不当販売をするような案件につきましては、迅速処理のほかに、もう少し影響等について厳密な調査を行い、そして違反の疑いがあれば警告等の措置をとっていく、そういうような方針に立っておりまして、そういった方針で対処しているところでございます。

○大森委員 不当販売、差別対価については、これこそ長年来的課題であり、いろいろな取り組みがそれなりにやられてきたわけでありまして。しかし、それでもなおかつそれが正されないという状況があるわけですから、これは従来よりも一歩踏み込んだ、業界の側からこういう提案をしているということについて、資源エネルギー庁はそれは公取だ、公取の方はこれはなじまないというようなことでは前進しないのではないかと思います。

そこで、現に公取委は、先ほどもお話がありました、九一年十一月二十日付で、不当販売問題へのガイドライン的なものを出しているわけですね。若干注意件数についてのお話がありましたけれども、九一年以降、不当販売の申告はどのくらい出てきたのか、何らかの措置をとったものはないという状況か、一部御紹介はありましたけれども、年度別に再度お聞きしたいと思います。

○橋崎政府参考人 御説明いたします。平成三年に、いわゆるガイドラインと申しますか、考え方を出したわけでございますけれども、

その考え方に基づきまして、平成四年に北海道の石油販売業者につきまして警告を一件行っております。以後、多数の申告が参りまして多数の注意等を行って行っているわけでございますけれども、ちなみに、平成八年度は二二件、九年度は九十四件、十年度は百八十五件、十一年度は二百十五件、そして十二年度は約半減して百十件、こういった多数の注意を行ってきたところでございます。

○大森委員 十二年度こそ若干は減りましたけれども、しかし、平成八年に二二件だったものが、今日、二百件前後と十倍になっているわけですね。やはり、これはこれまでのやり方が十分効果を出していないと見る必要があるんじゃないかと思えます。そういう意味で、新たな対策が必要だと思っております。

そこで、差別対価の問題について、同様の側面からお聞きをしたいんですが、これについては、公取委では、九九年十一月十七日付で、「ガソリン等の流通における差別対価等に関する当面の対応について」、こういうガイドラインを出しました。これに基づく申告と措置の状況はどうでしょうか。

○橋崎政府参考人 差別対価のガイドラインを平成十一年に出して、その周知に努めているところでございますけれども、現在まで、差別対価につきまして措置をとった事例はございません。

○大森委員 巷間あれほど差別対価が指摘されながら、何ら措置がとられていないということで、少々私もびびりますような状況であります。

では、なぜそういうぐあいになっているのかという点でありますけれども、そういう措置をとらなかったということについて、申告者にこれは報告をされたでしょうか。その際、申告理由に該当しないということを御本人の、申告者の納得のいく形で説明をされているかどうか、この点いかがでしょうか。

○橋崎政府参考人 御説明いたします。申告が書面で具体的な事実を提示して行われた

場合には、公正取引委員会がどういう措置をとったかとなかったかということを書面で通知するということになっております。したがって、不当販売について申告がございましたら、どういう措置をとった、とならなかったということを通知しております。

また、通知をする前に、事前に必要な案件につきましては、申告者等に内容を説明する、あるいは申告文書で通知をした場合に、不明の点とか問い合わせがあれば、それに十分対応いたしますというふうにしていくところでございます。

○大森委員 不当販売の場合でも差別対価の場合でも、申告者への報告というのは、単に注意した場合も注意しました、あるいは注意しない場合もどういった表現になるかわかりませんが、結局結果を知らせるだけということになっているわけですね。

そこで、本当にこれを効果あるものにしていくために、納得できる具体的な理由を明らかにして、公開、開示、今日の情報公開の時代ではそこまで踏み込んだ措置をとることが必要じゃないか。特に、今日自由化を言うのであれば、私はやはり、公正な自由な競争を本当に保障する上で、そういう透明化が決定的に求められている、今日の要請として、こういう点で一歩踏み込んだ御回答をいただきたいと思えます。

○橋崎政府参考人 御説明いたします。

不当販売とか差別対価にかかわる案件につきましては、どうして注意しかとれなかったのかとか、あるいは警告という法的措置がとれなかったのかという具体的な理由を説明せよということになりますと、例えば、不当販売ですと仕入れ価格を下回っていたかどうか、あるいは差別対価ですと、仕入れの条件、これは営業秘密にかかわることでございますので、そういう営業秘密の開示につながらずともあるといったことから、具体的な理由をお伝えするのは非常に難しい問題であると思っております。

○大森委員 難しいかどうかは、私にはそこらの

突っ込んだ理由はわかりませんが、しかし、本当に効果あるものにするためには、そこまで踏み込む必要があるということを描きつけておきたいと思えます。

同時に、このガイドラインの中にもありますけれども、申告の問題であります。申告、これは独禁法四十五条で、独禁法を本当に遵守させていく上で事業者あるいは国民の重要な権利であり、それを行わせることは独禁法の執行という点でも大いに効果があると思うわけでありまして。

しかし今、公取の方で出したガイドラインで、申告の要件は非常に複雑でハードルが高いものになっているわけですね。差別対価に当たる場合、これは三つの類型とそれに準ずるものの四つに分けて、そのいずれかに該当する疑いのある場合に、申告により公取委が調査を開始するとなっているわけですね。しかし、今おっしゃったように、関係する会社の仕切り価格を、相当の確証を持ってそれを資料として添付して申告するということ、これは一般の皆さんではおおよそ困難ではないか。それが申告件数を少なくしている、申告を断念せざるを得ない可能性があるんじゃないかと思えます。

そういう点で、こういう独禁法四十五条で保障された重要な国民の権利を、違反事実あるいはその容疑を、申告者の側に立証責任を一部負わせるような現在のガイドラインの要件、これは見直しをする必要があるんじゃないか。これは委員長、いかがでしょうか。

○根来政府特別補佐人 ただいま御質問の案件でございますけれども、申告の場合に、申告者がいろいろの要件を考えて、あるかどうかを考えて申告をするという必要がないわけでありまして。

端的に言いますと、申告者の方は、こういう事実を総合して、独占禁止法違反の事実があるというところで申告されればいいわけでございます。私どもの方は、その申告に基づいて、実態的にそういう独占禁止法違反の事実の有無が確定できるかどうかということで調査をするわけござ

います。

ただ、その申告する方としては、どういようような徴税があれば違反と言えるだろうかという迷いがあると思います。そういうことで、一応の、こういう事実があれば独占禁止法違反の疑いというこの徴税ですが、それを説明しているわけでごさいますので、決してその徴税で申告の有無を縛っているわけではございません。

○大森委員 今の御答弁でありますけれども、公取委が出したこのガイドラインでは、申告案件への対応について、以下の四つの点に対応する、趣旨としてそういうことになって、やはりハードルがかなり高いものになっていると思うんです。ですから、ぜひこれは見直しを御検討いただきたいと思ひます。

石油商品の流通にこれまでSS業者が本当に大きな役割を果たしてきたということ、これはもう衆目の一致するところでありますけれども、元売の都合等々で事実上ほとんど今つぶされていくような状況は、私は絶対容認できないと思ひます。こういう点で、今申し上げた点も含めて、ぜひ大臣にも、元売会社への適正な指導とか、あるいはSS業界に対して経営が成り立つような、閉鎖のための応援策が主要な柱であるというような状況はぜひ避けていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本委員長 大島令子君。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

私は、日本のエネルギー政策全体における石油の位置づけについて、まず大臣に質問をいたします。

二十世紀は石油文明の時代だったと言えます。この二十一世紀も、化石燃料を利用する時代がしばらくは続くと考えられます。一方で、我が国のエネルギー供給における石油について考えてみますと、石油依存度の一層の低減化や供給源の多様化などの取り組み、COP3の合意を受けた地球温暖化防止への対応、またアジア諸国の今後の石

油需要の増大予想、産油国の動向など、相互に関連したさまざまな状況の中で今後どのように石油を位置づけていくべきかということについては、必ずしも明確な国民の合意があるとは言えないと思ひます。

今改正により、日本の石油政策の軸となってきた石油業法が廃止されることから、エネルギー政策における石油の位置づけについて総合的に大臣はどういう考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○平沼国務大臣 我が国といたしましては、二度にわたる石油危機の経験を経まして、石油依存度の低減に努力をしてきたところでございます。その結果、石油の依存度は第一次石油危機の約七七%から九九年の約五二%へと低減をしております。

しかし、他方、石油は経済性、利便性の観点から、今大島委員御指摘のように、我が国にとつて二十一世紀の中でも主要なエネルギーであり続けると考えられるわけでありまして、その安定的な供給の確保も極めて重要な課題だと思っております。そのため、石油備蓄の保有を初めとして、産油国との関係強化、自主開発原油の確保等の多様な安定供給確保策を講じていかなければならぬ、そういうふうな思っております。

○大島(令)委員 では、石油産業の自由化に対する政府の見解について、大臣にお伺いいたします。

石油は今後とも引き続き重要なエネルギーという位置づけでございますけれども、国民の最大の関心は、過去の二度にわたる石油危機の例を持ち出すまでもなく、安定供給の確保だと考えます。

本法案が通れば、石油業界は名実ともに完全自由化することになります。しかし、従来の石油産業は、産業規制の典型例とも言われるような政府の規制や関与のもとで、脆弱な体質のまま現在に至つたと指摘されております。これから、市場原理の導入により、経済性や効率性の追求に加えて、海外の強力なエネルギー企業との国際競争の

中で日本の石油産業が生き残れると政府は考えているのでしょうか。

もしこれが失敗したならば、エネルギーの安定供給は確保できません。ですから、石油依存度を減らし、代替エネルギーをどうしていくかについて時間をかけた議論を行うことが重要であると思ひますが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。近年、国際石油市場の発達、欧米メジャーズの再編に代表される石油産業のグローバル化、それが進展する中で、これまで規制緩和が進められてきたところですが、特に我が国石油産業は、石油製品の輸入が自由化された平成八年以降、従来にない厳しい経営環境に直面をしております。

かかる状況に対応すべく、石油産業は各社ごとのコスト削減努力に加えまして、企業の枠組みを超えた合併提携による再編集約化、四グループ化になったわけでございますけれども、強靱な経営基盤の確立に向けて懸命な努力を行っており、経済産業省といたしましては、各社の構造改革への取り組みに対して予算措置等の支援策を講じているところであります。

今般の法案においては、これまでの累次にわたる規制緩和、自由化の総仕上げとして、石油業法を廃止することとしたいたしました。これを契機として、一層の構造改革に向けた企業の創意工夫や迅速な意思決定が促され、国際的な競争の中で石油の安定供給を担う強靱な石油産業の形成が図られることを期待するとともに、経済産業省といたしましては、規制緩和後においても引き続き厳しいその環境の中で支援を行っていかねばならぬと思っております。

また、石油を主要なエネルギー源としてそのほとんどを輸入に依存している我が国は、石油代替エネルギーの開発導入は、委員御指摘のとおり極めて重要な課題だと思っております。従来より、代エネ法、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、それに基づいて各種の取り組みを行ってきているところであります。

特に、太陽光や風力など、いわゆる新エネルギーについては、国産エネルギーであることに加え、二酸化炭素を排出しないエネルギー源であることから、その開発導入に真剣に取り組んでいるところであります。

現時点では、経済性や出力の不安定性といった課題がございますため、これまで政府といたしましては、低コスト化、高性能化のための技術開発、新エネルギー設備の設置に対する補助を通じた導入促進に取り組んできております。

さらに現在では、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の場を通じまして、新たな導入目標を含めまして、今後の新エネルギー政策のあり方に関するさまざまな論点につきまして検討を進めております。このような検討を踏まえまして、新エネルギーの一層の導入促進を図るため積極的に取り組んでまいりたい、このように思っております。

○大島(令)委員 輸入が自由であるということは逆に輸出も自由ということであり、石油業界は国内生産だけという構造から、輸出入を含めた供給パターンを構築することができるようになると十日の参考人に予定されております石油連盟会長の岡部氏も言っております。

自由化によつて日本が国際的な価格で迫られるのはこれからでございますが、そういう状況になることについて、政府としてはどのように考え、また把握しているのでしょうか。

○河野政府参考人 確かに自由化の中で日本の精製業界も国際競争にさらされているわけでございます。現在までのところ、それほど量的に多いものではありませんけれども、シンガポール、韓国などから折に触れ輸入製品が入ってくるという状況もございます。

他方、昨年のことでございますけれども、米国におきます暖房油の在庫が非常に低いということもありまして、私どもの方から日本の精製業界に協力を依頼いたしましたとして、アジア向けに、アメリカの暖房油に相当いたします日本の軽油を輸出す

るように働きかけたというようなことがございます。

自由化の中で、これから日本の精製業界、ますます国際競争にさらされます。残念ながら、現在のところほとんど輸出をするほどの価格競争力があるとは申し上げられないというふうに思いますが、私どもとしては、引き続き系列を超えたコンビナートの合理化のようなことについての支援などを通じてサポートしてまいりたいと思っております。

○大島(令)委員 今回の改正で、石油公団がイランの油田の開発支援をすることができるといふこととでございますが、イランというのはアメリカの制裁国でもあり、非常に政情不安定という印象がございます。

第二次オイルショックのときのことを見ましても、まず一九七八年のイランでは、パルビ国王に対する反政府運動、これに対して石油労働者のストライキが発生して、世界の石油消費国に大きな不安感が出た。その翌年、一九七九年には、今度、イランではホメイニ師のもとで暫定革命政府が成立しまして、パルビ当たり二・三倍に原油価格が上昇。また、翌年の一九八〇年から始まったイラン・イラク戦争も原油価格の値上がりというところで、中東というのは現在でも紛争を抱え、一触即発というかそういう状況があるわけですから、そういう形の中で、依然として日本政府は中東へ石油を依存していることに私は懸念をするわけでございます。

先ほど大臣は、自然エネルギー、太陽光、風力発電に関しては経済性の問題から補助の段階にとどまっているということでございますが、では、石油依存度が現在五二％ということでございますけれども、今後ともこの低減化を図っていく考えがあるのか、その低減化を図っていく場合に代替エネルギー源は先ほどおっしゃった新エネルギーだけなのか、考えを聞かせてください。

○河野政府参考人 現在、総合資源エネルギー調査会の方で、二〇一〇年に向かっての一次エネルギー

ギ一供給構造についての検討を行っておりますが、現在、私どもが持ち合わせております長期エネルギー需給見通しを念のため参照させていただきますと、二〇一〇年に向かって石油への依存度は若干低下するという見方になっております。これを補うのは、化石燃料の中でいえば天然ガスなどは非常に有望でございますし、また先ほど先生から御案内のありましたいわゆる新エネルギーも、私どもの目標としては一％から三％へと三倍の増大を目標としておりますので、そういったものによってある程度置きかわる可能性があるというふうに見えております。

○大島(令)委員 では、もう一度河野資源エネルギー庁長官に質問します。

昨年八月、長官初め外務省の国際エネルギー課長がイランを訪れております。何のために行つたのでしょうか、御説明ください。

○河野政府参考人 確かに昨年の八月にイランに参りました。我が国にとって第三位の原油供給国でありますイランと我が国の対話を強化して、これを通じまして国際エネルギー情勢の安定化、あるいはイランとの関係強化を通じて我が国のエネルギー供給安定化の観点から、第一回の日本・イランエネルギー協議というものを実施したわけでございます。

この協議におきましては、エネルギー分野における二国間の協力の可能性につきまして幅広く意見交換をさせていただきました。石油、天然ガス、省エネルギーあるいは電力、こういった幅広い分野での今後の協力促進について両国間で合意を得ることができたと思っております。

その後、この協議を契機といたしまして交渉を重ねました結果、昨年十一月にハタミ・イラン大統領が訪日された際には、同行されましたザンギヤネ石油大臣と平沼大臣との間で、両国のエネルギー分野における協力に関する共同声明が調印されることになりました。

この声明では、イランの石油開発分野への我が

国企業の参入について、アザデガン油田という大きな油田の開発に我が国企業が実質的に優先的な交渉権を得るといふこと、あるいはその他の既発見油田、ガス田についても我が国企業の事後的な参入を支援するといふような内容が盛り込まれております。

今後、当事者間で議論が進みまして、我が国企業のイランにおきます石油開発事業への参入が実現するといふような際には、今回御提案申し上げております資産買取制度も活用しながら、石油公団による支援などによって、当省としては積極的に支援に取り組みたいというふうに考えているところでございます。

○大島(令)委員 では、地球温暖化問題の観点から、日本のエネルギー政策の方向について大臣に伺います。

日本は、一九七〇年代以降、二度のオイルショックを経て、石油備蓄と原子力発電を推進する政策が進められてきました。しかし、今日では、地球温暖化問題へ対応することが急務であることから、化石燃料からの二酸化炭素排出規制が国際的な重点目標となっております。

去る三月二十八日、アメリカのブッシュ政権は京都議定書からの事実上の離脱を表明しました。京都議定書の議長国であった日本は、国際的な約束を守るよう、経済産業省からは西川政務官をアメリカに派遣しました。外務省は荒木副大臣を派遣されていることですが、どういう立場で派遣されているのか、あわせて伺いたいと思っております。

また、二酸化炭素排出量の削減という観点からは化石燃料の使用を減らすべきであり、石油備蓄、ましてや新たな油田開発などは時代に逆行する政策であると私は考えております。政府は石油の使用量をさらにふやしていくという考えなのか。この考えと、京都議定書からのブッシュ政権の離脱に対して慌てて政府の調査団がアメリカに行っている、この関係が私にはよくわからないのでございます。二酸化炭素がふえ過ぎている、地

表を覆っている、だから気候が温暖化していろいろな災害が出ている、しかし日本はまだエネルギーの重要な部分を化石燃料に頼っている、このところのなぞが私には解決できないわけでございます。政府の態度に対するなぞでございます。この辺のことを説明していただきたいと思っております。

○平沼国務大臣 我が国のエネルギー政策においては、環境保全は御指摘のように重要な課題であると思っております。特に、COP3の合意を踏まえて、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を二〇一〇年度には九〇年度と同水準に抑制すること、これを目標にしているわけでありまして。

このため、近時のエネルギー需給両面における各種の情勢の変化を踏まえまして、昨年四月より総合資源エネルギー調査会において、需給両面における現行施策の評価や施策全般にわたる今後のあり方、さらには長期エネルギー需給見通しについて検討を行っているところでございます。

現在の検討状況といたしましては、三月六日に行われた総合資源エネルギー調査会総合部会及び需給部会合同部会におきまして、現在の政策枠組みを維持した場合の二〇一〇年度におけるエネルギー需給像が基準ケースとして示されたところでございます。この中で、二〇一〇年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、炭素換算で、九〇年度の二億八千七百万トンに約七％超過して三億七百万トンになるものと見込まれております。

今後は、この基準ケースを踏まえまして、総合資源エネルギー調査会において、エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制等を実現するため、需給両面における対策について幅広く検討を進めていただくこととしております。あわせて、今後目指すべきエネルギー需給の姿を目標ケースとして策定していただくことになっております。本検討を夏ごろまでに取りまとめたいといたし、こうした取り組みを通じて適切なエネルギー政策を構築してまいりたいと考えています。

大島委員御指摘のように、化石燃料というの

を、二十世紀は環境問題をいかに克服するか、そしてCOP3の議定書にもあるそういう目標値を守っていくためには新エネルギーをふやしていかなければならない、それは御指摘のとおりだと思っております。

しかし、日本もこの間ずっと取り組んでまいりまして、実は、エネルギーに占める石油依存度というのが非常に低くなってきたことは事実でございます。かつては全エネルギーの七七%を占めておりました石油依存度が五二%になつてきた、そういうことも一つの数字として出ているわけでありまして。決して我々としてはこれに満足することなく、新エネルギーの導入も含めて、こういう環境問題に対して適切な措置をしていかなければならない、このように思っているところであります。

○高須政府参考人 私の方から、荒木外務副大臣が今アメリカに行っておりますので、その目的について簡単に御説明申し上げます。

今般、三月二十八日、アメリカ政府が京都議定書を持しなという立場を表明したわけでございますけれども、これは気候変動交渉に大きな影響を与えるというところで、我が国政府としては強く懸念している次第でございます。こうした我が国の懸念を伝えるために、政府といたしましては、荒木外務副大臣、西川経済産業事務官、それから熊谷環境事務官から成ります関係省庁の代表を四月四日から派兵した次第でございます。

世界最大の二酸化炭素排出国であるアメリカがこの議定書を締結するということは、温暖化対策の実効性を確保するために極めて重要でございます。今次の訪米に当たっては、アメリカ政府が京都議定書の発効に向けて交渉に前向きに参加してほしい、引き続き日本と緊密に連絡、相談して積極的に合意を模索できるよう働きかけるといことが主眼でございます。

四月三日の朝の閣議後に、関係大臣による協議をいたしました。その結果、政府として一体となつてこの問題に対応していくということで、致

したことを踏まえて、この政府の派遣団が決まったということでございます。同じ日程で訪米いたしております与党三党の議員とともに、現在、アメリカの各政府関係要人に働きかけているところでございます。

○大島(金)委員 では、大臣に伺いますけれども、やはりエネルギーの問題と地球温暖化問題、これは外務省では副大臣がアメリカに行くほど重要な外交問題と考えている。そういうことをあわせて考えますと、大臣の考える新エネルギーとはどういったものを想定しておっしゃっておられるのか、お伺いいたします。

○平沼国務大臣 新エネルギーに属するものは、午前中からの質疑の中にも出ておりましたけれども、例えば風力発電でございますとかあるいは太陽光発電でございますとか、いわゆる化石燃料ではない、そういうエネルギーを総称して新エネルギーと言ふと思っております。

したがって、私もとしましては、そういう新しい、風力でありましてかあるいは太陽光発電でございますとか、そういうエネルギーというものは、やはりこれからの時代には伸ばしていく必要がある、このような認識しております。

○大島(金)委員 EJは、未来へのエネルギーとして、再生可能エネルギー資源の戦略と行動計画の白書をCOP3の始まる直前、一九九七年に作成しました。欧州議会決議でも、再生可能エネルギーで世界のエネルギー需要の五〇%以上を賄い、二〇二〇年に向けた世界市場は百八十七兆円と予測しています。このようにEUでは、再生可能エネルギー、この政策を重視して条約に組み入れることと一九九八年の欧州議会で決議しています。ヨーロッパでは、もう確実に脱石油、脱原発にエネルギー政策がシフトしているわけです。

私たち社民党の言う新エネルギーというのは、再生可能エネルギーと申しますけれども、バイオマスや風力、太陽光、燃料電池を指します。今ほどエネルギーと地球環境問題が大きくセットされている時代に、やはり今改正案の中では、石油業

法を廃止し、そして備蓄をしていく、そして新たに油田の開発を担保していく、どうもそういう地球温暖化の問題から考えますと逆の方向の法改正ではないかということが考えられるわけなので、

大臣は二酸化炭素を減らすために本当に努力をしていく考えがあるのか、お伺いいたします。

○平沼国務大臣 確かにそういう重要な問題、それは御指摘の中に含まれていると思っておりますけれども、我々現実には世界第二位の経済大国で、工業立国であります。そして、国民の生活が安定をして、国民が文化的な生活を享受するためには、やはりエネルギーという問題は現実的に即して考えていかなければならない問題だと思っております。そういう意味で、二十世紀を考えましたときに、やはり相当部分を石油に頼らざるを得ない、これは日本だけではなくて世界各国も恐らくそういう現実論に立つて、同じ傾向にあると思っております。

ただ日本の場合には、いわゆるCO₂を排出しない、安全性を確実に担保しなければいけませんけれども、原子力発電というものを安全性を担保しつつ伸ばしてきまして、そして、国民の生活が快適に過ごせる、そういうためのエネルギー政策を展開してきたところであります。

また、今御指摘の新エネルギーに関しましては、これは何も放りてを置いていくということではなくて、一生懸命努力をしてまいりまして、現在では確かに全体の二〇%、こういう少ない比率でございます。これも二〇〇〇年までには三倍に高めよう、さらにできたらそれ以上に大きく拡大をしていこう、こういう形で、風力でございますとか太陽光でございますとかあるいは燃料電池、この燃料電池に関しましては、民間が主体となりまして、八十七社で燃料電池実用化推進協議会、こういうものができました。この中でいよいよ現実のものとなりつつあります。例えば、これも既に民間のエネルギー関係の会社が実用化に取り組んで、もう一歩のところまで来ています。

そういう意味で、コスト面やあるいは設備のコ

スト面、解決すべき問題がたくさんありますけれども、我々としては現実を踏まえて、そして、その中でやはり将来、二十一世紀は環境の世紀と言われているから、それに対応する方策も力強く展開をしなければならぬ、このように思っております。

○大島(金)委員 直面する現実と階段を一步ずつ上っていく現実、やはりヨーロッパでは四十年かけて化石エネルギーをやめていくという方針を決定していくわけですね。八億人の人が住み、EUには約五十カ国の人々が住み、今世界では経済、人権、いろいろな問題が、ヨーロッパスタンダードというものがまかり通る時代になりました。

地球温暖化によっていろいろな問題が出ております。水河の溶解、海面上昇、サンゴ礁の死滅、また異常な気象、これらは本当に、古代文明の崩壊のときにもこういう気候の大きな変動の問題があったと言われております。気候変動に関する政府間パネルの第一作業部会、上海で開いた会合においては、二一〇〇年には地球の気温が最大五・八度上昇すると予測されております。これはまさに大変な問題であると私は思っております。

日本が地球温暖化対策について非常に姿勢がよくないというヨーロッパの国々から指摘されております。ぜひ経済産業省においても、今後そういう意味での役割を果たしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○山本委員長 次回は、来る十日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時散会

平成十三年四月十九日印刷

平成十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局